

午前十時 一分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第五号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

なお、十八番後藤健介君より、都合により通告を取り下げたい旨の申し出がありましたので、御了承願います。

○四番（国実久夫君） 私は、九月に続きまして、九月が二日目のトップ、十二月が三日目のトップであります。その前は、最終の最後でありました。次は、一日目のトップをねらいたいと思っております。

前置きが長いのですがすけれども、伊豆課長さんの案内により、一階のレセプションホールに人権ポスターがありまして、見に行かせていただきました。そこに北小一年の子が、立派な標語を書いております。読ませていただきます。「みんながね、やさしい気持ちになればいい」。本当、小学校一年生の子から教えていただくような気持ちであります。さわやかに質問をしていきたいと思っております。

早速ですが、旧南小学校の活用について、一昨日、十七番議員さんが質疑しております。私は、しつこいのは嫌いで、重複することは避けたいと思っておりますが、地元議員として何とか早くこの旧南小跡地を活用していただきたい、そういうことでもう一度これまでの取り組み状況やこれからのスケジュール等が、私は心配であります。市が責任を持って、主体性を失うことなく、スピード感をもってやっていただきたいと思ひまして、南小跡地をお尋ねいたしました。

議会報もしくはいろいろな本を見てもみますと、他の市では早々とPFIを活用しまして公共施設、中学校、いろんな建物をやっております。他市ですけれども、当初の予算より一二%も減っているのかなっております。再度、今後の推進態勢についてお伺いしたいと思います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えさせていただきます。

十七番議員さんに一昨日答弁いたしましたように、南小学校の活用につきましては、現在、スタッフ会議を設置して現況調査、資料の作成、それから先進市等の調査・研究をしていること、また今年度末までには市の活用方針案を作成したいということ、それから十七年度には市有財産活用計画を作成したいというふうに御答弁をしたところです。

今後の推進態勢でございますが、今回、十七年度の機構改革という形で関係条例の改正を提案しているところでございますが、議決を受けましたら、市有財産の積極的な活用推進を図るということを目指しまして、「財産活用課」を設置したいというふうに考えております。ここの「財産活用課」におきまして、関連予算等を含め、今後は「財産活用課」

においての推進事務を引き継ごうという形になるかというふうに思っています。

○四番（国実久夫君） それでは、旧南小学校跡地が中心となる我々の南校区は、少子・高齢化が進み以前の活気あふれるにぎわいは去り、お年寄りが多く住む地区になっています。子供から大人、そしてお年寄りがバランスよく住んでいることが必要と思うが、市全体から見て南校区の人口の高齢者の推移等はどうなっているのか、知らせてください。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えさせていただきます。

五年ごとに行われる国勢調査の南校区の人口推移を見てみますと、三十年前の昭和四十五年と平成十二年、これを比較して見ますと、市全体の人口では昭和四十五年が十二万三千七百八十六人、それから平成十二年度は十二万六千五百二十三人でプラス二・二%でございますが、南校区を見てみますと、昭和四十五年が九千二百七十二人、平成十二年度では四千五百六十四人で、実にマイナス四六・五%というふうな激減数値となっております。それから、特にゼロ歳から十九歳までの人口を見てみますと、二千四百二十一人から七百十四人に激減しておりまして、六十五歳以上の人口は千一人から千五百八十八人と、今度は反対に一・五倍というふうになっております。

また、平成十六年度の調査の、六十五歳以上のひとり暮らしのお年寄りの数という形で見てみますと、市全体で五千三百六十人のうちに南校区は九百五十三人、一七・八%というふうな形になっております。これは他の校区に比べまして非常にひとり暮らしのお年寄りが多いという形の校区と言われているところでございます。

○四番（国実久夫君） 少子・高齢化は市全体の問題ではありますが、特に南校区は今の答弁にもあるように本当にお年寄りのまちであると言えます。今後も同じように少子・高齢化が進む中で、このまま市行政として何も策を講じなければお年寄りだけ、さらにひとり暮らしの方が寂しく町内を歩くまじまじになってまいります。

そこで、南校区は別大国道を通れば大分市、二十分でとても近いし、モデルスクールのような新南小学校もできました。中学校もまあまあ近い。そういうことから、私はニューファミリーには非常に魅力ある地域と言えるのではないかと考えています。私事ですが、私の息子夫婦子供も松原町二区住吉神社前に新築して引っ越してまいりました。これは私事ですけれども、跡地計画を策定する際には、地域の活性化のためにも子供から大人まで、またニューファミリーが住みたくなるような快適な住環境施設の建設もぜひ検討していただきたいと思っております。将来に明るい展望のあるバランスのよいモデル地区になるような、跡地利用計画を早急に作成してほしいと考えていますが、当局の見解をお願いいたします。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

ことしの三月に策定されました別府市の国土利用計画、この市民アンケート調査におきましても、南校区の将来像としまして、商店、医療、公共施設が備わった利便性の高い近

郊住宅地を希望しているという市民の方々が多くおられました。議員御指摘のように、日出町や大分市の郊外よりも近いということ、それから南校区は、付近には心も体もいやす数多くの温泉も持っているというような大きな魅力もございます。議員御指摘の件につきましても、十分に考慮しながら南小学校の跡地を含めました市有財産活用計画の策定を目指したいというふうに考えております。

○四番（国実久夫君） 市長もいろいろありまして御多忙の折と思いますが、ぜひ早急に実行していただきたいと思えます。

それでは、次の通告に従いまして、高額滞納者の処遇についてお尋ねします。

私は決算特別委員に指名されまして、決算書を再度見ていました。十五年度決算額は了として可決に議決しましたが、帰りまして、やはりどうしても気になることがあります。それは滞納額の大きさ、不納欠損金三億一千万の大きさ。若手の職員の給料にしてみますと百人、そういう額が雑損として落とされる。三位一体改革で厳しい中、行革も必要でしょう。しかし、市政を運営する上でこういう滞納の徴収、それが市税を保管する上で大事ではないかと思っております。

それで質問に入ります。国の三位一体改革で交付税や補助金が減少し、市の収入は減るばかりです。行政改革で支出を減らしても、限界がある。収入不足を補うには課税、徴収の強化しかないと思えます。市税で約十九億、国保税で約十四億七千万円、使用料を含めると約四十億の滞納があります。そこで、滞納を減らす政策として、例えば三年以上の滞納者や百万円以上の滞納者の氏名公表条例の制定、また滞納者に各種行政サービスを制限すれば、滞納額の減少につながるのではないかと思っております。このことについて、市長の毅然とした決意を聞きたいと思っております。

○納税課長（梅木 武君） まず私の方から、お答えさせていただきます。

氏名公表条例の制定につきましては、法に規定する守秘義務の問題、つまりプライバシーの問題です。著しく誠実性を欠くものの定義づけの困難性、法の制裁的規定――いわゆる滞納処分、差し押さえでございますが――がありますが、さらに制裁的規定を持つ条例の制定につきましては、慎重に対応する必要がある旨、過去の議会におきまして答弁してきたところでございますが、現在も変わっておりません。そしてまた、条例を制定した市に、その後聞き取り、インターネット検索等をしたところでございますが、徴収率につきましては、やはり厳しく、年々下がっている状況となっております。

二点目の行政サービスの制限につきましては、まず滞納が発生した場合、滞納者に督促・催告し、それでも納付されない場合は財産の差し押さえという行政処分を行うのが、地方税法、国税徴収法のルールとなっております。行政サービスの制限・停止は別の問題と考えております。したがって、今後も地方税法、国税徴収法の規定に基づき徴収率のアップに向け、昨年の一月より夜間電話催告、それから月一回の日曜の滞納者のローラー

作戦を実施しておりますが、これはローラー作戦につきましては、内勤の職員も全職員を動員した活動でございますが、今年度はそれを一カ月早く前倒しをして、電話催告、夜間電話催告につきましては十二月から、それから休日のローラー臨戸につきましては一月から五月まで実施する等、徴収率のアップに向けて、及び滞納整理に向けて職員一同取り組んでいきたいと思っております。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

ただいま納税課長が答弁をいたしました。さまざまな問題があります。税の滞納に対するペナルティーは差し押さえであるというふうに考えれば、慎重な対応というのが必要だと考えております。しかしながら、市税を初めとする保険料などの滞納整理、徴収率の向上は、財政状況のよしあしにかかわらず、これは私どもの使命であると認識をいたしております。職員ともども休日問わずローラー作戦を初め真剣に取り組んでまいりたい、このように考えています。

○四番（国実久夫君） この滞納の徴収に関しては、本当に一般の職員の方は苦労されております。極論を申しますと、命がけ部分があるかと思えます。

私の経験を、少し述べさせていただきます。私が、もう三十年も前ですけれども、若いころ、お客さんからどうしても五万が取れない。大分の歯医者さんの要望で外注工事で四万五千円払って五万がとれない。「一緒に行ってくれませんか」、「いいですよ。五万の請求ぐらい、おかしいですね」。相手は歯医者さんです。高額収入者です。夫婦と三人で行きました。一時間三十分ほど待たされまして、歯医者さんいわく、「急に来てもそんなお金があるか。何しに来たのか」。三人でやむなく「次回にしましょう」といって帰ったのですけれども、驚くことにその歯医者さん、私の雇用主である先生に、「職員が集金に来るとは何事か」と先生を責めまして、私は呼びつけられ、「もう要らんことするな」と。無念でしたけれども、担当を変えられまして、その後をお聞きすると、やっぱりくれなかった。その夫婦とは、私はいまだにつき合いがあります。ものを約束して払わない人の考え方というのは違うのだな。「なぜ来たか。こんな時間に約束もないで来たか」。そういうことではないのであります、私の考えでは。正しい請求を正しくする、そしてその人が払う、それが人間の道、筋だと思っております。

もう一つ。あるクラブのママから「集金に行って。女手はあれですから」と行きました。すると同じく、「ないものはないのだ」と帰らされました。「ないものはないのだ」ではなくて、払えなかったら飲まないんじゃないかなと、不思議な世の中があるものだなと。ママに、「どうしてあんな人に来たら飲ませるの」と聞くと、「お客として来たときにはものすごく紳士なのよ。集金に行くと人が変わる」。(笑声)はあ、世の中いろんな人がおるのだなと、つくづく社会勉強をさせられました。

話は飛んで申しわけないのですけれども、約束事の税金を払わないということは、どこ

かが間違っていると思います。今、市長が言われたように毅然とした態度で臨んでほしいと要望しまして、この項を終わらせていただきます。

次に、的ヶ浜の管理について質問いたします。

的ヶ浜公園の管理と掲載していますが、実はホームレスのことです。きょう、朝も自転車でスパビーチを通過して参りました。悲しいかな、スパビーチの屋根つき憩いの場に、十人ほどのホームレスさんがたむろしてコップ酒を飲んでいました。驚くことなかれ、布団もあり、干しており、選択も糸でつるして干しております。立派な公園が、そういう人たちに占拠されております。このホームレス、全国的に大変問題であります。難しい問題もあります。しかし、私はこの的ヶ浜公園は、市民や観光客に広く利用されるのが正しいと思います。休憩所がホームレスのたまり場となり、公園利用者に活用されていないようでは、観光都市の公園として恥ずかしいものであります。

そこで提案であります。いっそのことあの屋根つき憩いの建物を撤去、または屋根部分のみ撤去してはどうかと思っております。当局の見解を述べてください。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

議員さんの今言われました的ヶ浜公園の休憩所でございますが、それは昭和四十八年に国の補助事業をいただきまして、市民の方々が海を眺めながら休憩するという施設として設置したものでございます。御指摘のホームレスにつきましては、最近の社会情勢の影響かと思われませんが、平成十年あたりから大変ふえてまいりまして、現在も公園の中に数名のホームレスの人が入れかわり立ちかわりといいますが、いるのが実情でございます。このホームレスの問題は全国的な社会問題となっております。私ども、一担当課でなかなか解決できる問題ではございませんが、私どもといたしましても、折あるごとに何度となく出向きまして、物を散らかさないようにとか、それからたまり場にならないようにと指導を一生懸命しておりますが、なかなか難しい問題もございまして、例えば散らかした物の処分につきましても、所有権等がございまして勝手に手が出せないこと、それから出ていった後の受け皿の問題、それから定期的にはございますが、いろんな方がホームレスの人たちに炊き出しをしていたりとか、いろんな問題がございまして、なかなか改善されてないのが実情でございます。

対応につきましては、私どもも社会福祉課それから警察の方とも連携をとりながら一生懸命対応しているわけですが、そんな問題等もありまして、なかなか改善されてないのが実情でございます。

議員の言われました休憩所を撤去してはという御意見でございますけれども、これが先ほど申しました国の補助事業で設置した関係もございまして、適化法との関係もございまして、市民の方に大変御迷惑をかけておりますので、撤去も含めてよりいい公園になるように検討させていただきたいと思っております。

○四番（国実久夫君） 早急に、対応していただきたいと思います。

それでは、最後に温泉行政についてお尋ねします。

浜脇湯都ピアの施設を修繕や工事する際、状況によると思うのですが、同時に閉鎖されることが多々あります。何とか男女交代で利用できるような方法はないのか、当局にお聞きします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

平成三年にオープンしました湯都ピア浜脇につきましては、オープン後十三年が経過し、年がたつにつれて設備関係に不備が生じてきております。その改善のために修繕や工事をさせていただいているわけですが、その部分のほとんどが全体に影響を及ぼす主要部分に該当します。

男女交代で利用できるようにとの御質問でございますが、修繕や工事の方法は、その構造上の問題で非常に難しい部分がありますので、この問題は御理解いただきたいと思いません。

○四番（国実久夫君） では、理解しておきましょう。

それでは、竹瓦温泉砂湯について、本年度、改修が行われました。それに伴い、浴衣が導入されたわけですが、その費用対効果はどうなのでしょうか、お尋ねします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

七月二十一日より九月三十日まで、竹瓦温泉の砂湯を改修させていただきました。それに伴い浴衣の着用をお願いしているわけですが、リニューアルオープンしまして約二カ月、まだ資料につきまして、はっきりした形が出ておりませんので、その費用対効果については決算時の御報告になるかと思えますけれども、お客様の反応は非常にいいようでありまして、徐々にふえてきている状態であります。

○四番（国実久夫君） その費用対効果については、次にいたしましょう。

次に、明礬にある市営の地蔵泉が閉鎖されております。これは市民に大変人気があるそうです。オープンはいつごろになるのか、お尋ねします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

十一月二十二日より地蔵泉につきましては、湯量の減少、温度の低下により閉鎖をいたしております。ここの泉源は他の市営温泉と違いまして、市が泉源を持っておりません。民地を流れる地下水が地熱で温められた後、公道上にある升到集められます。それを地蔵泉の地下で再加熱して、自然の温泉として提供していたわけですが、市内に甚大な被害をもたらした台風二十三号の通過以降、湯量の減少、温度の低下が見られました。そこで、何分にも自然の温泉ですので、自然復旧を期待してしばらく様子を見るとともに、公道上の升より湯口までの間の給湯管の掃除をさせていただきましたけれども、回復することはできませんでした。結果、その原因は家がある民有地の地下に原因があると考えら

れました。そこで、本来であればうちの方が手を出してどうこうということであるのですけれども、民間の土地の下であります。手が出せない状況を苦慮していたところ、地元の方の協力をいただき、ある程度の復旧はなされました。現在、湯量、温度の調査をしているところでございますが、安定した湯量の供給、温度の確保のめどが立てば再開したいなと考えておりましたところ、泉源のある民有地の所有者より、今月中旬ごろから家屋の解体に入るという旨の連絡がございました。当然、重機等が入る関係で泉源の上を通ります。その辺の状況がございましたので、再開はこの状況を見ながらの対応になろうかと考えております。

○四番（国実久夫君） 他人の土地を通るといふ、難しい部分があります。早急に対応していただきたいと思っております。

最後に一言述べさせていただきます。私は、政治家になりましてまだ二年になりませんが、そこそこの人間であります。政治は本当に難しいなと、痛感しております。あちら立てればこちらは立たず、こちら立てればあちらは立たず。

具体的には、楠港問題であります。私の有力な支持者の中にも、いろいろおられます。ある支持者は、「先生、あそこに犬を散歩に連れていくと、わんちゃんがものすごく喜ぶので、当分あのままにしてくれんかな」。ある支持者は、「何を今さら、犬のふんばかりでどうのこうの、何を言っておるのか」。「はあ、まあまあ……」と。政治というのは非常に難しい。木が欲しい人もあれば、草が枯れて掃除する人が困るので、やめてほしいと言う人がおる。そこで、私は説得します。我々市議員は、木を植えたい、植えたくない人、双方おられる。どちらの意見も聞けば正しい。しかし、市長が木を植えたいと言え、植えたくないという人を説得しないといけぬ。植えたくないと言え、植えたい人に、「もうちょっと、もうちょっと待って」と説得しなければいけない。我々は行政とともに別府を発展させていくのだと、そこを理解してほしいということを述べて、何とか納得していただきました。

市長も非常に難しい局面にあらうかと思っておりますが、何とかいい方向で早く善処してほしいと願うものであります。大変若輩の私がこういうことを述べるのは本当に失礼かと思っておりますが、今後とも正しいことの積み重ね、正しいことの継続を特に要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○二番（嶋 幸一君） 通告をしておりました質問項目の二番、自治基本条例については、次の機会に取り上げたいと思っております。したがって、今回は住宅行政、住宅政策一本に絞って質問をさせていただきます。

「衣食足りて礼節を知る」という言葉がございまして、人間の社会生活は、衣・食に加えて住、住まいの充実から始まります。市民生活が安定をすれば、おのずと道徳意識が高まり、それにつれて観光都市別府の基礎が一層固まると思っております。そのことを改めて皆さ

んとともに共有をしたい、そんな思いで質問をいたします。

本市は、別府市の政策や事業についてわかりやすく説明し、意見交換を行い、市民の皆様理解を深めていただき、行政と市民の協働によるまちづくりを行いたいとして、四十四の部局が講座内容を出して「まちづくり出前トーク」を始めております。市民、民間と行政が一体となったまちづくりのためには、大変結構なことだと思っております。講座内容の中に、「別府市営住宅ストック総合活用計画」があります。建築住宅課は、この内容であれば出前トークの要請はないだろうと考えてメニューを出したようにも思えるのですが、「別府市営住宅ストック総合活用計画」とはそもそも何なのか、何のために作成をしたのか、御説明をいただきたいと思っております。

○ 建築住宅課長（宗野 隆君） お答えいたします。

全国の公営住宅の約四割が昭和四十年代に建設されております。これらが一斉に建てかえ・更新の時期を迎えるのに対し、新規の場所に建設するのではなく、既設の住宅を現在の生活様式に沿うよう、建てかえも含め改善・維持・保全の手法で有効に活用しなさいよという目的で、各地方公共団体において策定された住宅マスタープランを補う計画であります。この計画を定めていないと、平成十五年度以降、既設公営住宅の改善事業に対して国費の導入ができなくなるというものであります。このような経緯から、別府市は平成十五年三月にこの計画を策定いたしました。この計画の期間は平成十五年度から二十四年までの十年間を見通したものとなっており、これに沿うことにより今後、国庫補助として自動的に承認されることとなります。このように今後の市営住宅整備の指針とも言える計画でありますので、決して消極的な発想で「出前トーク」のテーマにしたのではないということをお理解いただきたいと思っております。

○ 二番（嶋 幸一君） 近年、急速に進む高齢化によって、別府市においても高齢者世帯の数は着実に増加をし、今後も高齢者世帯の占める割合は高くなるのは明らかであります。そのような中、国土交通省は平成十三年に、高齢者が安心して生活できる住環境を実現することを目的に、高齢者の居住の安定確保に関する法律を制定いたしました。これによりスタートした高齢者向け有料賃貸住宅制度、この制度の趣旨と事業に取り組むお考えはあるのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

○ 建築住宅課長（宗野 隆君） この制度の基本的な考え方は、高齢者の身体的機能の低下に配慮した設備を備え、生活支援サービスも供給できる賃貸住宅を民間が建設する際、国と地方自治体が建設費の一部と低所得者の入居者に対する家賃の一部を補助するものであります。

補助の内容としまして、建設費では住宅の共同施設、共同部分の整備に対しまして、国と地方公共団体がそれぞれ三分のずつ、また原則として公営住宅に応募することのできる基準の世帯を対象として、契約家賃と入居者負担額の差額について国、地方が二分の一



ずつ負担で、補助期間は二十年、知事が認めた場合はさらに二十年を限度に期間を延長することができるというものであります。民間業者の方にとりましては非常によい制度ではありますが、それだけ地方自治体の負担も多くなるということになります。

それでは、どのくらいの予算が必要になるのかということで、一番新しい松原住宅、これは管理戸数三十七戸でございますが、例にして試算してみました。総額五億五千二百万円かかったわけですが、建築、電気、給排水、ガス、エレベーター等の工事のうち、共同施設や共用部の建設費は一億六千五百二十三万円となっております。これを事業者、国、地方自治体が三分の一ずつ負担することになり、この三分の一を県と市で負担しますと、別府市負担分は二千七百五十三万八千円で、一戸当たり七十四万四千二百七十円となります。さらに家賃の一部補助につきましても、このような形で試算しますと、一カ月当たり一世帯四千九百八十八円を県と市がおのおの負担することになります。一年間の市予算措置額は三十七戸分二百二十一万四千六百七十二円で、これが二十年間でありますので、約四千四百三十万円となります。本市の財政状況とあわせ国の三位一体改革の方向性が、今後の財政運営をさらに厳しくするものと予想される中で、このような多額な補助が義務づけられる制度を導入することは、現時点、大変厳しいのではないかと判断しております。

○二番（嶋 幸一君） 財政状況の厳しい折、導入についてはなかなか難しい制度であると思います。一方で市営住宅は、県営住宅などとともに市民への住宅供給源となっており、昭和二十六年の公営住宅法の制定以来、これまでに住宅に困窮する低額所得者の居住の安定と居住水準の向上に大きな役割を果たしてきております。戦後の住宅難への対応、あるいは高度成長期の勤労者世帯への供給、さらには近年の福祉施設併設や高齢化対応の住宅への取り組みなど社会情勢の変化に対応しながら良質な住宅供給が図られ、市民生活の安定と向上に少なからず寄与しているところでございます。

この市営住宅入居者における、高齢者世帯と高齢者がいる世帯の割合を教えてください。

○建築住宅課長（宗野 隆君） 本年十月十五日現在の数字で、お答えさせていただきます。

管理戸数二千七百七十六戸のうち二千四百七十一戸に入居いただいております。その総入居者数は五千六百十四名で、その中の六十五歳以上、いわゆる高齢と言われる方は二〇・六%の千百五十六名であります。その方々の世帯の内訳ですが、単身が三百七十一、夫婦または家族でお住まいの方二百三の計五百七十四世帯であります。このことから、現在入居中世帯の二三・二%が高齢者もしくは高齢者のいる世帯となっております。

○二番（嶋 幸一君） 市営住宅入居の二三%が高齢者もしくは高齢者のいる世帯ということですが、高齢者対応がされている市営住宅は少ないのではないかと思います。先ほどの高齢者向け有料賃貸住宅制度の導入が難しいのであれば、市営住宅をきちんと整備していくべきではないでしょうか。御所見を、お示しいただきたいと思います。

○ 建築住宅課長（宗野 隆君） 今後、建てかえをする市営住宅につきましては、すべてをバリアフリー住宅と位置づけし、三階建て以上のものにつきましてはエレベーターの設置、さらにはシルバーハウジングに基づく専用住宅も組み入れてまいりたいと考えております。当面は、戸数の非常に少ない現在の単身高齢者向け住宅の取り扱いを柔軟性のあるものとし、供給が拡大できるよう検討していきたいと考えております。

○ 二番（嶋 幸一君） 住宅には、標準管理期間というものがあります。例えば耐火構造でいえば七十年、準耐火構造でいえば四十五年、木造であれば三十年というふうに国土交通省も定めておりますが、標準管理期間を超えた市営住宅はどのくらいあるのですか。

○ 建築住宅課長（宗野 隆君） 現時点で中原、上人ヶ浜、大仏、山田、天満、鳴川、山家、丸尾、両郡橋の各木造住宅と、朝日原、西別府の簡易耐火平屋建て等を加えた計十一住宅団地で、百五十二戸の住宅が標準管理期間を経過しております。

○ 二番（嶋 幸一君） 公営住宅法の第一条に、この法律の目的が記されております。

「国及び地方公共団体が協力をして、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と書かれております。わかりやすく申し上げますと、国と別府市が協力をして住宅に困っている人で所得の低い人に市営住宅を安い家賃で貸しなさい。そして健康で文化的な生活ができるように住宅を整備していきなさいということであります。「別府市営住宅ストック総合活用計画」の表紙には、「ゆとりと豊かさを生み出し、だれもが安心して生き生きと暮らせる市営住宅」とありますが、先ほどの答弁は、まさにこのキャッチフレーズが偽りであることを証明するように、高齢者対応がされていないことや老朽化が著しい、さらにはふるがないとか、今どき水洗トイレでない等、極めて設備が不十分な住宅もあるようです。現在の生活様式に対応しきれないのが現実で、この公営住宅法の趣旨とは相当の相違があることは、すでに当局も認めておられると思います。

そこで、お尋ねをいたします。最低居住水準を満たしているとは到底思われない市営住宅で多くの市民が日夜生活していることについて、公営住宅法の本質、目的から見てどのようにお考えか、お答えをいただきたいと思っております。

○ 建築住宅課長（宗野 隆君） 「健康で文化的な住宅は」という、建築住宅課にとりましては非常に耳の痛い御質問であります。私どもから見て、健康で文化的な生活ができる住宅か否かは、そこに入居者の方々が現在生活しているわけですので、なかなか申し上げにくいものがあります。当然当時は、その目的で建設されたものでありましようが、老朽化し、間取り、広さ、設備の面で御指摘のとおり現在の生活様式に対応できていない住宅が相当数あるということは、率直に認めます。現地での建てかえもままならない現状の中、入居者に対し他の住宅への住みかえについてのお願いもしておりますが、「住めば都」と

申しましては何ですが、長年住んだ愛着から、なかなか賛同いただけないのも現実であります。

○二番（嶋 幸一君） では、健康で文化的な生活ができる市営住宅は、どのくらいあるのか。市営住宅の管理戸数は、先ほどの答弁で二千七百七十六戸と説明がありましたけれども、その他空き室の状況などを含めた現況を教えてくださいと思います。

○建築住宅課長（宗野 隆君） 本年十一月一日現在で、四十一住宅団地二千七百七十六戸を管理いたしております。そのうち、二千四百七十一戸が入居中であります。残り三百五戸が、空室となっております。空室の内訳につきましては、一般の入居募集をするための空き室が二十五戸、また今後議会で御審議いただきます建てかえ事業の際、現入居者の住みかえ等に用意している住宅、私どもは「政策空き室」と言っておりますが、これが百戸、築後年数が大幅に経過し傷みが激しく、入居に適さない空き室が百八十戸となっております。この入居に適さない百八十戸の空き室住宅とは、先ほどのすでに標準管理期間を超えているか、数年以内に標準管理期間を超える簡易耐火構造及び木造の住宅であります。これら住宅につきましては、数百万円をかけなければ生活できるようにならないものばかりで、将来、用途廃止する予定で非改修住宅として位置づけし、募集停止をしている状況です。しかしながら、その位置づけをした住宅で、現在まだ生活しておられる世帯も多数あります。

以上のような状況で、議員御指摘の「健康で文化的な生活ができるような市営住宅」という言い方で言えば、標準管理期間を超えた住宅と非改修住宅として位置づけしている住宅を除いた、二千二百三十戸程度と考えております。

○二番（嶋 幸一君） 住宅に困っている人が市営住宅に応募をするわけですが、過去五年間にどのくらいの戸数を募集し、応募者がどのくらいあったのか、教えてください。

○建築住宅課長（宗野 隆君） 過去五年間の、一般向け住宅について説明いたします。

年度、募集戸数、応募人数、競争率の順で読み上げます。平成十一年度、百四十九戸に対し七百十人、四・七倍、十二年度、百二戸、五百十九人、五・一倍、十三年度、七十九戸、九百六十六人、十二・二倍、十四年度、七十八戸、九百七十人、十二・四倍、十五年度七十一戸、千九十一人、十五・四倍。以上のように平成十一年度と十二年度は四倍から五倍の競争率でしたが、平成十三年度以降は一挙に競争率が十二倍以上と非常に狭き門となっております。特にエレベーター付きの住宅を見ますと、十五年度は十戸の募集に対し五百三十五人の応募があり、五十三・五倍、またエレベーターなしの住宅では六十一戸の募集に対し五百五十六人の応募があり、九・一倍となっております。一方、所得の高い方を対象とした特定公共賃貸住宅につきましては、募集戸数六戸に対し十五名の応募で二・五倍の競争率であります。

○二番（嶋 幸一君） 応募者も年々ふえて、昨年度は千人を超えております。競争率も

異常に高くなっているわけですが、延べ人数ではないダブりのない実際の応募者数を教えてください。

○建築住宅課長（宗野 隆君） 平成十五年度分だけで申しますと、先ほど申しました七十一戸の募集に対し延べ千九十一人の方々が応募されました。その中でダブりのない応募者数ですが、エレベーターを設置している住宅では二百二十六人、またエレベーターを設置していない住宅につきましては二百八十二人の、計五百八人です。

○二番（嶋 幸一君） 所得が入居基準を超しているにもかかわらず、住み続けている人もかなりいるのではないかと思います。会計検査院の資料によりますと、全国の公営住宅に住む二百万世帯余りのうち約百四十四万世帯を調査したところ、一一％に当たる約十六万世帯が入居基準の所得を超えていることが判明をいたしました。本市でも昇進などで所得がふえても入居を続けるケースがあると思いますが、入居基準を超えている世帯数と、それに対する対応はどのようにされていますか。

○建築住宅課長（宗野 隆君） 現在、高額所得者と合わせ百八十八世帯、率にして七・七％が収入超過となっております。これらの世帯への対応は、収入申告をもとに年に一度それぞれ家賃決定を行った際、その通知書の中で市営住宅を明け渡すように努めなければならない旨をお願いしております。しかしながら、公営住宅法では、「明け渡し努力義務は、収入超過者が自発的に明け渡すよう努力する義務であって、明け渡しの義務ではない。したがって、事業主体は収入超過者に対し、収入超過となったことを理由として住宅の明け渡しを請求することはできない」とあります。また、「高額所得者に対しても、住宅の明け渡しを容易にするように、公営住宅以外の公的資金による住宅への入居等について特別な配慮をしなければならない」となっております。別府市におきましては、一般の公営住宅以外に公的資金により建設されたものは、特定目的住宅と言われる特定公共賃貸住宅が十八戸のみで、他にありませんる公社・公団住宅がないのが現状で、明け渡しが進まない原因となっております。

先ほど申し上げましたとおり、市営住宅の需要は平成十三年度より年々増加傾向にあり、市といたしましても、入居基準を超えている世帯への対応につきましては、現在検討されております法改正の行方と相まって、迅速に取り組んでいかなければならない事項と考えております。

○二番（嶋 幸一君） お答えのとおり公営住宅法は、その第二十八条で「入居者は、引き続き三年以上入居している場合において、基準を超える所得のあるときは明け渡すように努めなければならない」と、自発的な努力義務をしています。その上で第二十九条は、明け渡し請求できる基準を別に設定しております。現行法はその基準を一部明確に規定していなく、難しい面もありますが、入居希望者がしわ寄せを受けることのないよう毅然とした姿勢で、厳正な対応をしてもらいたい、強く要望して、次に移りたいと思います。

先ほどの答弁で現在の管理戸数は二千七百七十六、入居戸数は二千四百七十一、空室三百五のうち入居に適さない空室は百八十、入居希望者はおおむね五百ということがわかりました。このままで推移すると入居に適さない住宅がふえていくでしょうし、需要動向も見なくてははいけません、管理戸数を減らし入居できる戸数を限りなく管理戸数に近づける施策をとる。そうすれば、現状よりは入居希望者に住宅が供給できるようになると思います。市営住宅は、経済的な理由などから自分の家が持てない方々や民間の貸し家あるいはアパート、マンションは家賃が高くて、入りたくてもなかなか入れない方が、健康で文化的そして安心して生活してもらうために整備をしていかなければなりません。地震に耐えることのできない老朽化した住宅、台風で土砂災害が予想される環境にある住宅などを、厳しい財政の中でどのように整備をしていくのか。別府市の住宅行政、市営住宅を総合的にどうするのかという、基本になるお考え方をもちて構想をつくっていくことが重要だと思います。

我が自由民主党の政務調査会住宅土地調査会は、平成十四年、構造転換期を迎えて見直しを求められる日本の住宅政策について、二十一世紀の住宅ビジョンを取りまとめ、住宅の建設、取得、管理、流通といった一連の流れを網羅した施策の総合的な見直しについて提言を行っております。これを受けて政府は、平成十六年七月、都市再生機構の発足に引き続き、平成十七年度予算編成に向けて、市場重視型の住宅金融システムへの移行や公営住宅を初めとする住宅セーフティネットの機能向上についての検討に着手をしたところです。また国土交通省は、公営住宅制度の抜本見直しや市場を活用した中古住宅の流通促進など、平成十八年度までに改善すべき政策とその方向性を示す改革要綱を作成し、平成十八年の通常国会に、住宅政策の基本法となる住宅建設計画法改正案を提出する方針のようです。

いずれにしても国土交通省は、老人介護など地域の福祉を担う市町村の自主性を生かし、法的な住宅を福祉面でも有効活用しなければと考えております。このような国の動きも含めて、私なりに別府市におけるこれからの市営住宅の役割を考えてみました。

第一に、市営住宅は、民間のアパート経営をする事業者とともに地域需要に対応した住宅供給の主体であって、別府市全体の住宅市場において、公共と民間の役割分担のもとで供給をしていく必要があると思います。市場を補完しながら、少子・高齢化社会を見据えた居住に関するセーフティネットの役割を担っていくべきではないでしょうか。

第二に、市営住宅の整備については、地域の特性やまちづくりの視点に立って、地域に密着した福祉や産業との連携を重視して行うことが大切だと考えます。特に少子・高齢化社会での福祉との連携の充実を図る取り組みを図っていくべきだと考えますが、御所見をお聞かせください。

○建設部長（金澤 晋君） 大変貴重な御提言を、ありがとうございました。議員さんの

御提言につきましては、大変心重く感じておるところでございます。別府市といたしましては、今後の住宅建設、建てかえ事業を計画するときには、社会福祉施設の併設や周辺市街地のまちづくり事業と一体となった事業計画を策定する必要があると考えておるところでございます。別府市市営住宅のストック総合計画の中に今後の方針・方向性を出しているところございまして、計画の中にも記しておりますが、別府市の人口や世帯は、現在の趨勢が続く中で増加を見込むことはできず、高齢化の進行と相まって現在の十二万六千人から、近い将来は十二万を割るかもと予想しているところでございます。また微増傾向にありました世帯数におきましても、減少に転じるのではないかと予想しているところでございます。

このような中で、市営住宅が民間賃貸住宅市場を圧迫するようなことは大変悪いことございまして、管理戸数を減少させることが必要ではないか、このように考えているところでございます。そのためにこれからは建てながら減らしていくという方法が重要で、平成二十四年における住宅管理戸数は二千六百程度と考えているところでございます。長期的には人口や世帯の動向、さらに需要動向にも対応しつつ、二千戸程度の管理戸数とすることを目標としております。現在、四十一住宅団地を管理しておりますが、戸数規模の小さい住宅は共同施設の整備、運営や管理の効率化の観点で問題が大変多うございまして、二十戸程度以下の住宅につきましては、統合等によりまして解消を図るべきと考えているところでございます。これによりまして、三十五住宅団地以下となることを目標としまして、長期的には二十住宅団地程度を目標としているところでございます。

○二番（嶋 幸一君） 建てながら減らしていくという方法については理解をいたしますが、目標としている管理戸数の根拠を説明していただきたいと思っております。

○建築住宅課長（宗野 隆君） お答えします。

私どもは、県内他市や全国類似都市の調査を行い、どのくらいの数の市営住宅が別府市にとって適正なのかを検討してまいりました。その中で、別府市の現在の住宅管理戸数二千七百七十六戸は、市民の十九世帯に一戸の割合であり、県営住宅六百三十二戸と合わせますと、十五・四世帯に一戸を供給していることとなります。この数字は、県下の県営住宅を含む公営住宅平均供給戸数十七世帯を超える戸数となっております。本市の統計書で平成二十七年推計世帯数は五万一千二百七個とあり、この平均値をもとに算出しますと、適正な管理戸数は二千三百八十戸程度かなと考えております。また民間は、現一万戸程度の空き屋・空き室もあると聞いております。私どもは、公営住宅は民間の賃貸住宅を補うものでもあり、市場を圧迫しないよう管理戸数を決定する必要があると考えています。

○二番（嶋 幸一君） これまでの御答弁を聞く中から、当局の基本的な方向と目標・考え方はよくわかりました。しかし、住宅には入居者の方々が毎日生活をしているわけです。机上の計画を実行していくためには、もっと一般市民や入居者の方に、これから別府市と

してはこうしますよ、何年先にはこのような住宅になりますよと、目に見えるものを提示しなければ、一般市民や入居者の方々の賛同も得られないと思います。

私は、この質問をする前に、市内のすべての市営住宅に足を運びました。特に南部地区には、古い住宅がたくさん点在しているということがわかりました。高崎山の横にある両郡橋住宅、隣の鳴川住宅、大分市から別府に入ってくる時に左手に見える住宅に奥突の立った東別府住宅、その奥にある山家市民住宅、浜脇の中心商店外の中には浜脇高層住宅と浜脇再開発住宅、十号線沿いには昨年度外壁を塗りかえた浜町住宅、永石通りには松原住宅、朝見地区には朝見再開発住宅と山田住宅、朝見神社の横を山際へ上っていくと、急傾斜地に建てられた朝見住宅、以上のように、永石通りより南には十一の住宅団地が点在をしております。この十一の団地の中には、まだくみ取り便所のところが五つありました。台風で土砂災害が予想される住宅や、マグニチュード五強の地震が発生したら厳しい結果が出るのではないかとと思われる団地が二つあり、十一の団地の中に六つの団地が建てかえ時期を迎えているのではないかと考えております。私の地元北部地区にも古い市営住宅がありますが、南部地区のそれを見たとき、正直申し上げてこれが市営住宅かと驚愕をいたしました。私は、これらの住宅の入居者に健康で文化的な生活をしてもらうために、部長が見解を示されたとおり統合をすべきではと考えます。これはもちろん現在入居している皆さんの意思を最大限尊重することが基本ですが、統合を検討するに当たっての考え方、留意している点をお答えください。

○ 建築住宅課長（宗野 隆君） 先ほど建設部長よりお答えさせていただきました手法で、平成二十四年度、管理戸数二千六百程度を目標に、住宅の廃止・統合を図ってまいりたいと考えております。また、議員御指摘の地域にあります老朽住宅につきましては、住みかえが苦痛とならない範囲内に、もし適当な市有地等が存在するのであれば、その位置への住宅建設により統廃合を進めていくべきと考えております。

○ 二番（嶋 幸一君） 重ねて申し上げますが、団地の統合、住宅の建てかえには、入居者の方にはもちろん喜んでいただかなければなりません。住宅に入居しない一般市民の方々からも賛同されるものでなければなりません。

そこで、どのようなものがあるか考えてみますと、ここ南部地区は医療施設、商業施設、温泉施設が点在し、生活利便性の高い地域であります。また高齢者人口の割合が三三・三％、他校区と比較すると抜きん出ている地域でもあります。ということは若者が少ない、子供が少ない地域であります。このような状況を考えた場合、福祉と連携をしたもの、市営住宅と高齢者施設、子育て支援施設、県下のほかの都市にあって別府市にはないもの、あってももう少しグレードの高いもの、美術館や図書館、保育センターなどを併設するなり合築するなりして、複合施設を建設すべきではないでしょうか。このようなものを建設するには場所と資金が必要ですが、場所についてはきょうは触れませんが、資金に

については、私はこのように考えます。今、国の三位一体の改革の中で、国の財政状況もさることながら別府市においても非常に厳しい財政運営を余儀なくされているわけですから、市営住宅を統合すれば必然的にできる市営住宅跡地を売却する。仮移転などの交渉が大変になりますが、その収入を住宅の建てかえの資金の一部にするべきではと考えます。南部地区で建てかえ時期を迎えていると思われる六つの団地の土地の価格、おおむねどのくらいですか。

○建築住宅課長（宗野 隆君） 朝見住宅と東別府住宅は、まだ標準管理期間の二分の一を経過しておりませんが、他の四住宅につきましては、すでにこの期間を超えた住宅となっております。住宅用地に路線価格を単純に掛けた金額で申しますと、両郡橋住宅は敷地面積二千六百五十三平米、路線価格一万五千四百円で評価額は四千八十六万六千円となります。このような計算で鳴川、東別府、山家市民、山田、朝見住宅の六住宅を総計しますと五億六千八百八十五万六千円となります。しかしながら、これらの住宅にはまだ入居者が生活しておりますし、また耐用年限の二分の一を経過していない住宅につきましては、用途廃止承認基準に該当しないことから、大臣承認申請が必要でありますので、別府市としての方針をしっかりと整理しておく必要があります。

○二番（嶋 幸一君） 要するに、古くて安全ではない住宅は取り壊す。跡地は売却をする。売却益は健康で文化的、そして安心して暮らせる住宅を建てる。大分県も歳入確保策として県有地の売却を進めておりますが、本市は単なる財政論ではなく、必要なものをつくっていくという目的を持って取り組んでいただきたいと思います。それが真の行革だと思います。ぜひ十年、二十年先を見据えて具体的な準備・計画づくりを始めていただきたいと思います。

財政的な話になったついでに、市営住宅の管理業務についてお尋ねをいたします。どのような業務があるのか、それにかかる年間の費用を教えてください。

○建築住宅課長（宗野 隆君） 管理業務の内容につきましては、まず住宅の募集、受け付け、抽選から始まる入退居事務に加え、使用料の収納・滞納整理、各種要望・苦情処理、それとは別に建物施設の維持・修繕・点検業務の二つに大別されます。管理に要する年間費用の主なものとして職員人件費九千五百六十九万九千円、臨時及び嘱託徴収員賃金一千二十六万四千円、修繕料一千万円、消防設備やエレベーターの点検、受水槽の清掃清掃等委託料として一千三百七十二万九千円があり、平成十六年度一億四千三百五十九万四千円の議決をいただいております。

○二番（嶋 幸一君） ただいまの答弁を聞いておりますと、民間事業者でもそのような業務はできるような気がするわけでございます。地方自治法の改正、指定管理者制度によって民間事業者の参入が可能になったわけですが、まさに私どもが望んでいた民間活力が発揮できるシステムが構築をされました。住宅管理は民間事業者もノウハウを有しており、



現在の社会経済情勢を考えると、景気対策の観点からも民間の事業者を活用すべきだと思います。本市として、市営住宅における指定管理者制度についてどのように対応していくのか、伺います。

○建築住宅課長（宗野 隆君） この制度は、議会の承認を前提にこれまでの管理委託制度で受託者となれなかった民間事業者、また法人やその他団体が、地方公共団体の指定を受けることにより公の施設の管理を行うことができるというものであります。公営住宅の管理の委託につきましては、入居者のプライバシー保護に十分配慮した上で行うことができますとなっています。しかしながら、公営住宅法上、公平な住宅政策という観点から、事業主体の判断が必要とされている事務を指定管理者に委託して行わせることは適当でないとの、住宅局からの通知もあります。委託できる内容は、募集計画から決定までの資料作成、入退去者の書類審査、各種申請書の受け付けと形式的な審査、抽選の実施と当選者の発表、収入申告書の配布・受け付け・電算処理事務、家賃の徴収、滞納者への納付指導、緊急及び定期的修繕工事などとなっております。また委託できない事務は、募集計画の決定、提出書類の本審査、入居者及び家賃の決定、納入通知書、督促状の作成、収入超過者の認定、増築や模様替え等の許可等であります。委託できる事務とできない事務とは表裏一体で、市民サービスの上からもこの二つの事務をほぼ同時に迅速に行う必要があります。また電算システムで個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護対策としてホストコンピュータと指定管理者の端末は専用回線とし、外部からのアクセスが不可能となるようなセキュリティ対策を行っていただくこととなります。このようにプライバシー保護の対策費や事務所の設置費等を考えますと、指定管理者制度ができて市営住宅の管理業務だけでは手を挙げていただける民間業者が出てこないのではと懸念しておりますが、今後ぜひ導入しなければならない制度でありますことから、他に一緒に管理委託できる業務がないか、市全体としての検討も必要となります。現在、最少の経費で最大の効果を上げるよう努力しているところでありますが、さらなる行政の効率とサービスの向上のため、制度導入に向けた勉強をしております。

○二番（嶋 幸一君） なかなか難しい点もあると思いますが、手を挙げていただける民間業者が出てこないのではという考え方・姿勢はいかがなものか。市営住宅の管理においても、この指定管理者制度の導入により民の力を存分に活用し、民と官の共同によって住民サービスの向上を図るとともに、さらに効率的な管理運営を推進することを期待するものでございます。

また、できるだけ安価で建てかえをするために、PFI方式の導入を検討してみるのも一つの方法だと思います。PFI法第二条では、PFI事業を活用できる公共施設等の定義といたしまして、庁舎や宿舎、公営住宅、また教育・文化施設や情報通信施設、研究施設、さらには公園、下水道などが挙げられております。ですから、市営住宅もPFI事業

の対象となっております。この方式は多少時間はかかりますが、低廉で良質な公共サービスが提供され、公共サービスの提供において行政のかかわり方が改革をされ、民間の事業機会を創出することを通じて経済を活性化するなどのメリットがあります。導入に向けては、まずは利便性や環境などの立地条件や建設費、維持管理費と賃貸料の関係など詳しい調査、PFI導入可能性調査をしなくてはなりません。この調査は五百万程度の予算が必要ですが、事業実施に向けて取り組んでみてはどうかと考えます。見解をお示しいただきたいと思います。

○ 建築住宅課長（宗野 隆君） PFI事業の導入についてであります。さきの議会において、「今後、大型の公共事業を行う場合については、PFIを活用することも選択肢の一つ」と企画調整課から答弁をしております。民間の厳しい競争環境の中で生まれてくる経営のノウハウや技術、資金調達を最大限に活用することによって、公共サービスコストの縮減を図ることができると言われておりますので、今後、大型の住宅建てかえ事業であれば、ぜひ導入の方向で検討していきたいと考えております。

○ 二番（嶋 幸一君） では、近い将来どこの住宅の建てかえを計画しているのか。冒頭、別府市営住宅ストック総合活用計画の答弁をいただきましたけれども、この活用計画の建てかえ等活用計画連携プログラム図を拝見いたしますと、西別府住宅の百五十六戸を建てかえるために、今年度から来年度にかけて基本構想、造成設計、基本設計、実施設計を行うようになっています。今年度は基本構想を作成するようになっていますが、予算化もされていなく、全く目に見えません。この計画をほごにするということはないと思いますが、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○ 市長（浜田 博君） お答えいたします。

議員におかれましては、住宅行政に対しまして、より深く研究をなされ、そしていろいろな視点から御指導をいただきまして、ありがとうございます。

私は、人が生きていくには衣・食・住がある程度以上満足しなければ成り立たないものと思っております。現在、社会生活の中で、衣と食はそれなりに満足されているのではないかと思っております。問題は、残りの住むところでございます。現在、市営住宅の状況を見れば、持ち家に比べまして間取りは狭く、また居住水準の改善も著しく立ちおくと認識をいたしております。入居者の皆さんには大変御不便をおかけし、また心痛む思いもする老朽化した住宅もあります。財政的に厳しい時期でありますので、一気に建てかえることはできませんが、今後、別府市営住宅のストック総合活用計画を重視しながら推進をしていきたいと考えております。

それから、質問にありました西別府住宅の問題でございます。来年度には議員の皆様方に御審議をしていただきますが、現在、西別府住宅建てかえの基本構想を一番事情の詳しい、把握をした職員みずからの手で作成するよう指示しているところでございます。また

計画の際には入居者の皆さんはもちろんですが、地元自治会や近隣住民の希望を把握し、誠意を持って協議をする中で、今後、この地域の活性化の拠点となり得るように地域に開かれた、高齢者、障害者にやさしく、子育てしやすい住宅、そして入居者はもちろんですが、市民の皆さんに将来に夢を持てるいやしと潤いのある住宅にしたいと考えております。

○二番（嶋 幸一君） ただいま市長から、別府市の住宅行政に対する熱い思いの御答弁がありました。老朽化して建てかえをしなければならないような市営住宅は、先ほどの南部地区の団地などたくさんあるわけでございます。西別府住宅にした理由は何か、そして南部地区の団地の統合、さらにはその他の団地の建てかえを進めていくなれば、入居者の住みかえ住宅が必要になってきます。また周辺の住民からは、どのような建物計画となるか心配する方も出てくると思います。現時点での事業計画をお教えできるものがあれば、御答弁いただきたいと思っております。

○建築住宅課長（宗野 隆君） お答えします。

私どもは、市営住宅の中で建てかえ時期に来ている東別府、朝日原、西別府、亀川住宅の全入居者に対して、「もしこの住宅を建てかえらしたら、あなたはどうしますか」という説明会を繰り返しながら、あわせてアンケート調査を実施してまいりました。その中で西別府住宅入居者の建てかえ要望が一番多かったこともありますが、標準管理期間が経過した他の住宅の住みかえ希望者を吸収することも可能な団地として、位置的、規模的に適当であるか、シルバーハウジング事業の推進が図られるか、また建てかえに伴う仮住居が同一敷地内で確保できるか等の検討の結果、敷地面積や立地的な面から見て西別府住宅が最も適当であると判断いたしました。

この住宅は約一万五千平米の敷地に昭和四十年から四十二年にかけて建設された簡易耐火平屋建て二十四戸、簡易耐火二階建て六十戸、中層耐火四階建て七十二戸から成る合計百五十六戸の住宅団地です。平成十五年度ですべての住宅が耐用年限の二分の一を経過し、今回の四個の台風でも被害が多かった住宅の一つです。また居住環境では戸当たり面積が狭く、浴室もなく、トイレの水洗化もおくれているところであります。現在、九十一世帯の方々が入居しており、住みかえ等の折衝をしているところであります。

建てかえスケジュールにつきましては、今年度中に基本構想をまとめ、来年度には基本及び実施設計、また造成の設計を行い、既存住宅の解体まで進めたいと考えております。当面二期で計画していますが、一期分につきましては十九年度中に、最低戻り入居希望者を確保する戸数の住宅を竣工させる計画で、現在、庁内関係課と協議を行っております。事業を計画する中で、他の施設との合築はできないかとの視点から、庁内ワーキンググループによる検討も行いました。またPFIの活用が考えられないかにつきましても検討してまいりましたが、立地条件、周辺環境からいって、その導入可能性調査までには至りま

せんでした。

○二番（嶋 幸一君） では、西別府住宅に現在入居をしている九十一世帯の皆さんは、建てかえについて理解はいただいているのでしょうか。また協力態勢はできるのどうか、お答えをいただきたいと思います。

○建築住宅課長（宗野 隆君） 私どもは、これまで全入居者の九十一世帯に対して延べ六回の説明会とあわせて三回のアンケート調査を実施、また戸別の折衝を重ねながら入居者の意向を集約している状況です。当初反対の意向であった方々の理解も得られ、結果、入居者全員から建てかえの賛同もいただいております。また、その説明会には地元自治会役員の同席もいただいているところです。工事期間中の仮移転先や戻り入居の数が流動的なため、まだ最終的な決定には至っておりませんが、戸数、階高等を含めた建てかえ計画につきまして、時期がまいりましたら議会はもちろん地域の方々への説明も含め御理解・御協力をお願いをしてまいりたいと考えております。

○二番（嶋 幸一君） いずれにしても、周辺環境に配慮した緑豊かな市営住宅づくりを期待したいと思います。西別府住宅建てかえを初めとする市営住宅の整備事業を進めるためには、入居者と周辺住民の理解と協力を得ることが何よりも大切であります。計画策定や工事に際して早い段階で地元へ情報を提供し、事業が円滑に進捗するよう、当局の丁寧な取り組みをお願いしたい。そして一方では市民の多くが民間住宅に居住しているのも事実ですから、住宅政策全体の中で市営住宅をとらえ、市民の良質な住宅取得などの支援やマンション管理などの民間住宅対策などの市営住宅以外の施策についても充実を図り、将来にわたって市民に夢を与えるような住宅政策の推進を心からお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○二十六番（原 克実君） やっと私の出番が出てまいりました。ちょっと議長、お願いがあります。順番を七番からお願いして、また一番に戻したい、このように思います。

七番目に、私は、災害対策への取り組みということで通告させていただいております。災害といいますと、人災、天災、いろいろあるわけですけれども、実はこの十二月三日早朝七時半ごろ、野口中町で住宅火災がございました。このとき、私も野口校区でありますので、早速現場に駆けつけて行きました。その時、すでに消防長を初め消防職員それから消防団員、警察署、さまざまな機関が住宅火災の鎮火に努力をしておりました。後で聞いたことですがけれども、この火災の一一九番通報があったのは、七時三十六分ということでございますけれども、その通報を消防署が受け取った時点での言葉というのが「かく地」ということを言われるということ、私は今回初めて消防長から聞いてわかりました。鎮火したのが八時〇四分ですから、かく地から三十分で消火されたということでございます。三十分間火災がありましたけれども、幸いにして風もなく、そのアパートだけの火災で延焼がなかったということは、不幸中の幸いかな思っております。

私がなぜこのことを申し上げるかといいますと、それはもういろんな地域の方たちが出てきておる中で、消防長を初め消防団員の懸命な消火作業、これに私は非常に感銘をいたしました。本当に消防長、御苦労さまでございました。

その後、ちょうどまだ八時前後ですから、市役所はあいておりません。ところがどういう関係で連絡が行ったか知りませんが、私も携帯を持ってやはり市役所にも連絡をいたしました。そうしましたら、被災者の方は八世帯十一人でございましたけれども、不幸にして一世帯の方は亡くなりました。被災者の方が、地域の方の努力また懸命ないろいろなお世話によりまして、公民館に避難をいたしました。まだ市役所が始まらない八時二十分ごろに社会福祉課の課長を筆頭に社会係の方、いろんな方がお見舞いの方々今後の対策について被災者から事情聴取に来ました。非常に、懇親丁寧な事情を徴取しておりました。それが大体落ちついて、私もその日は帰りましたけれども、問題は火災に遭った方々の今後の生活の問題それから住宅の問題、先ほど市営住宅の問題がありましたけれども、市営住宅の方もこれは非常に対応がよかった。八世帯の中でそれぞれの避難場所がある方、ない方を含めまして、大体二世帯から三世帯の方が要するに避難場所がない、移る住宅もないということの中から、いろいろ事情聴取をした結果、最終的に一人は入院、二世帯が市営住宅に移りたいという希望の中で、建築住宅課がそういう火災に遭った方をわざわざそれぞれの被災者に担当者をつけて、市の車を出して入居できる住宅を案内したということを知りました。普通でしたら、もう被災者の方は着る物もない、履く物もない、そういう状況の中で本来は「どうぞ市営住宅がありますから、市役所に来てください」、「どうぞかぎを渡しますから、市営住宅を見てください」というわけにはいかんわけですね。ですから、そういう中でやっぱり市の職員の対応、これは今回の野口中町の火災を私は実際見に来て非常に対応がよろしかったな、このように思います。

市長も火災に遭った方のお見舞いに行かれたと、このように思いますけれども、私は、いざ災害があったときはこういうことが一番大事ではないかな、このように思います。今後のこともありますけれども、こういう火災を中心とした災害はいつ起こってくるかわからないのです。それで、私が今後市当局にお願いしたいのは、火災は朝方とか夕方とかではありません、夜中もあります。それからまた日時的には土曜・日曜がかかってくるのですね。今回の火災はまさにそのとおりなのです。金曜日の朝火災があって、中間が土曜・日曜です。土曜・日曜となりますと、普通は公共機関は休みなのです。その時の災害のシステム、あり方、これを私はもう一回、再度研究をしてみる、対策を考えてみる必要があるのではないかなと思います。土曜がかかる、日曜がかかるから、もうこういう災害に遭った人たちは土曜・日曜は待ってください、月曜日からにしてくださいということは、私は、もし自分が被害者とした場合は、これはやっぱり心情的に耐えられないものではないか、このように思いますので、今回は消防本部を中心に行政が非常に連携がよかった。

連携がよかったけれども、やはり中にそういう土曜・日曜が入ったときの対応を今後どうするか、夜間のときの対応をどうするか、そのシステムづくりをもう一回検証していただきたい、このように思います。

それと関連しますけれども、災害対策の取り組みということで私は今回出しております。耐震構造とかいろんな今後の防災問題について、各議員からも質問がありました。やはりこの災害というのは、いろんな名言があります。寺田さんという方がおっしゃった名言ということが新聞に載っておりましたけれども、「災害は忘れたころにやって来る」という言葉があるようです。こういう名言があるのですけれども、ことしは何かしら忘れたころにやって来る災害ではなくて、とにかく水害もそうですけれども台風もそうですけれども、地震もそうですけれども、もうどんどん次から次から猛威を振るって来た。ことしは本当、災害が、忘れる暇もなく次から次からと起きてきたのが現状ではないかな、このように思います。そうした中で今回、新潟中越地震がありました。その中には、台風の災害もありました。これは自然の恐ろしさを嫌というほど思い知らされたこの平成十六年度ではなかったか、このように思います。

今ごろ大体十二月は「師走」と言いますね。「師走」と言いますと、私が一番好きなのが忠臣蔵なのですね。忠臣蔵を今ずっといろんなテレビで放映しております。これは日本人の心情といいますかね、非常に心が洗われるような思いがします。市長、決して私が十二月十四日生まれだからということではないのです。（笑声）（発言する者あり）そうです。ただ、この師走から一月、二月にかけて、やはり火災というのが非常に統計的には多い、そしてまた火を使う率も多い。そういう中から、私はもう一回この教訓をひとつ我が別府に当てはめたときに、どういう災害対策ができるかということが一番大事ではなからうかと思えます。今後、別府市としてはどういう対策を、この新潟中越地震それから台風災害、非常に被害を受けました。これを教訓にどういう災害対策に取り組もうとしているか、その一点だけをひとつ決意をお知らせいただきたいと思えます。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、確かにことしは大変台風の襲来も多く、また大きな地震が日本各地で起こっております。「備えあれば何とか」と言いますが、本当に災害はいつやって来るかもわかりません。そういう意味で私どもも非常のときを想定いたしまして、毎年そういう防災訓練もやっております。また、今回の議会でいろいろお答えを申し上げましたが、備蓄等も備えのためにやっております。決して十分とは言えません。また、市民の皆様方も「まさか別府は」とか、そういう考え方もあると思えます。そうではなくて、別府もある可能性があるのだ。特に別府は、活断層もたくさん走っております。そういう意味で別府は、そういう災害に遭う確率が高いのだという意識を、市民の皆さん方に持っていただくことも大事なことでないかというふうに思っております。そういったことで防災

マップの作成とかいろいろ私ども、「出前トーク」もありますが、できるだけ我々、市民の方に出て行って、そういう災害の状況を想定したお話も今から申し上げております。今年度も来年度も、そういった取り組みをますます強化していきたいというふうに思っております。

○二十六番（原 克実君） 今、課長がくしくもおっしゃいました、「備えあれば憂いなし」ね。やはり日ごろから、ふだんからの準備が大事だということでございます。ですから私が言いたいのは、人ごとではない。別府にもこういう災害が起きたとしたらばどのような態勢をするか、そういうマニュアルづくりをもう一回総点検をしてやっていただきたい。それはきのう、おとといからの議会でも言われましたように、建物の耐震診断ということもあります。でも、それでもやはりライフラインというのが一番大事なことで、人間が生きていくためにはこのライフラインが一番大事。ですから一番大事なことは、例えば電気とか上下水道、ガス、電話、交通、こういうものと、消防署は消防法に基づいてきちっとした災害法というのがあります。警察は警察であります。行政は行政であると思う。そして民間事業者とどういう連携をとったマニュアルづくりをすれば防災に強いまちづくりができるかということ、もう一回私はこの際ですから、総点検をしていただきたいということをお願いしたいわけです。

新潟中越地震で、小さいお子さんですけれども、優太君が救出されましたね。これはもう見事な救出作戦だったと言われております。これには東京の消防庁のハイパーレスキュー隊の活躍が報じられておりましたけれども、そのレスキュー隊の周りにはやはり警察官と自衛官がちゃんとあったのですね。自衛官はやはり服が違います、警官も服が違います。自衛隊はどういう人たちがあったかと私は聞きましたら、医務官と看護師がいったことなのですね。要するに、通常の自衛官の中でも医務官と看護師。ですから、こういう天災のときには国を挙げての、やっぱり救済措置というのが一番大事なのです。ですから、自衛官であろうと警察であろうと、それぞれの地域のレスキュー隊であろうとも、やはり力を合わせて一つの物事に当たるということが、こういういい結果を生んだと私は思っておりますから、ぜひそれを参考にさせていただきたいと思っております。これもやはり阪神・淡路大震災、それから雲仙・普賢岳の火砕流、こういうのを教訓にした結果が、今回の中越地震にも生きてきたと私は思っております。

私たちも、この災害に対しては地域の議員それから地域の党員、さまざまな格好で災害に対する復旧そして救済、当たってきております。これは特定の政党がどうということではなくて、国民が総力でこれは支援をしていく必要があると思っておりますので、別府市も万が一そういうことが起こったときは、それだけのやはり市民を守っていく、安全・安心のまちづくりをするために市民を守るという観点から、ひとつぜひ力を入れていただきたい、このように思います。

では、次に移ります。では、一番に帰りまして、楠港の埋立地問題からまず入りたいと思います。

いろいろ六月議会、九月議会そしてこの十二月議会、さまざまな観点からさまざまな議員が、この件について取り上げております。私も六月議会、九月議会と、この楠港の問題については取り上げてまいりました。何かこの論議の中でかみ合わないというか、市長の思いは思いであるでしょうけれども、反対をする方、賛成をする方、そしてこの議場でのやっぱり論議というものが、もう一步何か私にはすっきりしないものがあります。この前、私も十一月二十日、中央公民館に、市民に対する説明会に参加をさせていただきまして、市民がどういう思いで市長に進言をするのか。反対の方もおります、賛成の立場もありましょう。いろんな形で私はずっと聞いておりました。その中で私は、市長さんの発言にちょっと不可解なことがありましたので、この真意をちょっと確かめていきたい、このように思います。

まず一点は、もしこの企業進出を断ったならば、損害賠償にかかりますよ、引っかけりますよということを言われました。この点はどういう意味合いで市長が、市民の説明会のときに発言されたのか、その真意をお伺いしたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

私がたしかそう言ったのは、立ちどまってみないか、一年待たないか、三年待たないかということは、もう実質やめなさいという思いととったときに、これまで正式なルールにのっとって公募をし、そして選定委員会をつくり、そしてプレゼンテーションを真剣にやってくられた。きのうもお話がありましたように、選定の中では真剣勝負で五社が頑張っていた。一回のプレゼンテーションで百五十万とかいうお話も出ましたが、相当の資材を投じてプレゼンテーションをしているだろうという思いの中で、これを逆に中止をする、やめるということに現時点でなれば、その損害はどうなるのかなという思いの中でそういう発言を私はしたのではないかなという、私の真意はそこにありました。

○二十六番（原 克実君） それは市長、あなたがどういう感じで言ったかということ、もうあなた本人にしかわかりませんが、日田のサテライトの問題でもこういう問題が起きました。でも本来、行政のあり方というのは、では、選定委員会で決定したからそれが――きのうからいろいろ団体意思とか、いろいろ言っておりましたけれども――行政の仕組みから考えたときには、そんなことは私はあり得ないと思います。ですから、あなたが軽々しくそういうことを言うこと自体が市民の混乱を巻き起こすし、我々議会も判断がしにくくなってくるわけです。本来、やっぱり商業者は商業者なりの哲学があります。行政は行政としてのルールがちゃんと地方自治法に基づいてあるわけですから、最終的に例えば選定委員会で決定をした。これからいろいろ議論をして煮詰めて、そして議会の議決をもらった。そして――議決があるかどうか、それはわかりませんよ。ルールとしては



――そうしてお互いに協定、調印といいますか、交わした。その時点で「やめた」と市長が言ったのでしたら、これは契約違反になります。でも、やはり地方自治法のあり方としては、民主主義のルールに基づいて議会の議決をもって行っていくのが、行政の本来のあり方ではないのですか。ですから、これは市長が何で、前のサテライト、あれも市長が断ったのだから、賠償問題があるないとかいろいろ言ったけれども、私は行政ルールから見ればそんなことは起こり得ないと思っておりました。今回そういうものが先に出てくるとはちょっと私はわかりにくい。市長は本来よくこう言っています、「一人一人の市民とともに作る新しい都市に」ということで市報にも載りました。「清くてまじめで、わかりやすい政治」ということを言われております。「清くてまじめで、わかりやすい政治」だったら、こういうことは私は起こらない、このように思います。

ですから、選定委員会もそれは確かにもう決まりました。決まりましたけれども、その選定委員会がいろんな論議をする中で、ちょっと私はこれ、実際私たちは選定委員会のメンバーでもありませんし、いろんな中に入った方、それからいろんな方からのまた聞きしか聞いておりません。市長は選定委員会の決定があるまでは一切そのことには触れてないということですがけれども、ある新聞紙上を見たら、大塚助役がこれ話をしたと言われておる。きのうも出ましたね。これはある新聞に載っておることですから、これはもし助役が、「いや、私はそんなこと言っていない」というならば、これは否定せねばいかんわけですがけれども、どうだったのかということがあります。助役が発言を求めて、あるところを、一社を選定していただきたい、浜田市長も同じ考えです。市長にはもう話し合っておりますというような意味合いのことを言った、行政としての団体意思をもう選定委員会の中で伝えたということ、これは本当なのですか、うそなのですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

きのう申し上げたのは、選定委員会の中の逐一の報告はしてないということでお話し申し上げたわけですが、その件については、私、市長と選定委員会の中の報告でなくて、委員さんに私がお尋ねしたときに、一社だけ、私どもの考え方としては一社だけであるという考え方で……（「『私ども』かい、『私』かい。そこをはっきりしてもらわなければ」と呼ぶ者あり）私ども別府市で、別府市の基本的な考え方をお聞きしたいという選定委員会の中でお話がありましたので、別府市として基本的な考え方ということで、五社の中から一社を選定していただきたいという基本的な考え方については、これは市長にお話し申し上げました。そのときに、委員さんの中には、一社だけではなくて二社、三社を選んだらどうかという方もおられますということをお伝えしたわけですが。だから私、選定委員会の中であつたことを逐一市長に報告はしてないという意味で申し上げたわけですので。ただ、別府市の基本的な考え方を聞きたいという委員さんの理解については、別府市の基本的な考え方を聞きたいというそういう要望がございまして、次

回、それでは別府市の方から、それぞれの立場から別府市の考え方についてお尋ねしたいというテーマが上げられましたので、そのことについては市長に、一社を選定して、私どもは一社に選定したいということで、それは一応確認をいたしたところでございます。

○二十六番（原 克実君） そうしたら、選定委員会そのものがおかしくなるではないですか。あなたは、助役、市の職員を代表して五人入ったということはわかりますよ。わかりますけれども、あなたは選定委員の一メンバーですから、市の団体意思を決定するために入ったわけではないのですよ。選定委員会のメンバーと同じ立場で物を考え、そして選定するのだったらいいけれども、要するに市長と話した中で一社を選ぶという。市長は六月議会でも、一番がだめだったら二番、二番がだめだったらと、二社、三社の選定方法もあり得ると言った。それは市長のやっぱり首長としての意思だから、いいわけです。でも、あなたがその選定委員会の中でそういう意思を求められたから、「私は、要するに行政としての立場で物を言わせてもらいました」と言うこと自体が間違っている。あなたは選定委員会のメンバーだったら、選定委員会のメンバーの皆さんで決めてください、その中で私は私の立場の発言をいたしますと言うのだったら話しはわかる。そこから間違っておる、選定のやり方というものが。（発言する者あり）

だから、ぶり返すようなことを言うかもしれんけれども、この選定をすることから大きな間違いが来ている。市長の言う「わかりやすい政治」をやってきてないということになります。そして、もう決めてしまったことを、あなた、白紙撤回するとかせんとか言っておりますけれども、「せん」と言うのだから、しなければどうか。後は市長が、私が九月議会で言ったことが、いろいろ述べれば、時間がありませんから、言いません。もうこれは九月の議事録を見てもらえば、市長が言ったこともちゃんとわかりますから。ただその中で、市長がどういう思いで今後株式会社イズミさんと交渉していくかということが、今後の大きなポイントだと私は思います。いわば選定委員会で決まった。選定委員会で決まったら、議会は株式会社イズミさんとは交渉権はないわけです。あと、どこが最終的に進出協定を結ぶための交渉をするかといったら、市長あなただけしかないわけですから、私がそこを九月議会でも言ったわけ。どういう思いで、イズミさんに別府市の思いを語っていってくれるのですかということ。

その審査項目の中に、六つありました。この六つの中で、どういう基準で選定委員会が選んだかは定かにはわかりません。でも、この審査項目の中の評価項目、これを見ますと、一番目に「別府の自然景観に調和したウォーターフロントを構成できる施設」、これが一番目にありました。二番目、「市民や観光客などの交流を深める拠点となる施設」、そして三番、四番、五番、これは通常の都市型、そしてまた通常のセンターとしてのあり方、これはもう私は別に異論を唱えることはありません。最後の「別府観光の再生に寄与する施設」、これがあります。果たして……。私は五社のパースを見ました。その中で果たし

てあれがこの三つの私の今言った項目に合っているかどうか。市長もウォーターフロントということを行いました、港文化ということも出ました。

さまざまイズミさんの出店しているところがあります。私たちもこの前、高松に行ってみりました。そこはまた、「すごいな」と言う方もあったかもしれませんが。ただ大きいだけがいいというわけではありません。普通のやはり商業施設。ただ高松さんのを、私がびっくりしたのは、違ったのは何か。交通アクセスです。国道とのアクセスが、ものすごくいい。だから、交通渋滞がないようにできている。

それから、久留米へ行きました。久留米もやはり郊外型の商業施設。これは一回私は前の議会でも言いましたけれども、ここはどちらかといえば「百年公園」という公園を中心にしたレクリエーション基地です。ですから、イズミさんがあるがなかろうが、あのあたりはレクリエーション基地として市民や郊外の人たちがいっぱい来ておる。それにイズミさんが来たから、なおさらあそこあたりがにぎわってきた。それにあわせて、いろんな商業施設が周りにできてきております。

別府は何か。市長が言われるように、第一番目のこの項目、「ウォーターフロントを構成できる施設」であるかどうかということが、私は一番重大なことだと思います。

例えば長崎。出島ワープ。これも昔の古い三菱とか、いろんな倉庫を壊して新しいまちをつくっています。それから、函館も私は行きました。函館の倉庫群。これはまたウォーターフロントのきれいなところ。そしてまた横浜は、横浜の都市の形態に合ったウォーターフロント形成をやってつくっております。別府は、別府らしいウォーターフロントのあり方というのがあるわけですよ。きのう、都市計画課の課長が言っていましたけれども、あそこはあくまでも商業地として市街化区域の中での計画ですからと言いましたけれども、――課長もういい、あなたに答弁は求めんのだから、座らんでいい。要するに、それは十年前の計画です。今、別府は、別府らしい計画をどうするかということが一番重大なことなのです。ですから、株式会社イズミさんはイズミさんとしての商業の哲学というのがあるはずですよ。あるけれども、別府は別府としての二十一世紀の未来を築くまちづくりの方法があるはずなのです。その思いを市長がどこにどう語っていくかということが、一番重大なかぎを担うわけですよ。それが無い、本当はない。

だから、例えば会長の奥さんが亀川の出身。だったら、商業論理に負けるのではなくて、別府市としての堂々たる商業論理を渡り合って、そして向こうには商業論理があるのだけれども、やはり商業にも人情があるということを私は示してほしい。それをするのは、私は市長の役目だと思っています。だってイズミさんも決して変更ができんとか、別府のまちづくりに寄与しないとやっているのではないと思います。市長の思いがどれだけイズミさんに伝わってそれが、思いがこの審査項目の中に生きてくるか。これによって私たち議員は判断する以外にないのですよ。だから、いろんなことを言っておるわけ。イズミさん

――あ、泉さん、すみません――株式会社イズミさんが悪いと言っておるわけではないのです。ただ、市長も物販が八〇、九〇というのはいかん。だったら、この一項目、二項目、最後の項目を言ったことを、どこまでイズミさんが考慮していただいて、別府にふさわしい、要するに国際温泉文化都市にふさわしいまちづくりの中に来てくれるか。そこなのですよ。そこをぜひ答弁いただきたいと思いますが、どうですか。

○副議長（松川峰生君） 休憩いたします。

午後零時 三分 休憩

午後一時 六分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

皆様方に、悲しいお知らせがあります。

けさほどの一般質問の最中に、昨日まで皆様方と約十年間にわたり議席をともにされました後藤健介氏が、急逝されたとの訃報がありました。

後藤健介氏は、平成七年の統一地方選挙に初当選以来三期、精力的に議会人として別府市民の代表として御活躍をいただきました。

この際、後藤健介氏の訃報に接し、哀悼の言葉をささげ、御冥福をお祈りいたしたいと思えます。

ここで議場内の皆様とともに黙禱をささげたいと思えますので、議場内の皆様方の御起立をお願いいたします。

黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（清成宣明君） 黙禱を終わります。御着席願います。

それでは、午前中に引き続きまして、一般質問を続行いたします。

○市長（浜田 博君） 後藤議員の突然の悲報に接しまして、まさに茫然自失、まだまだ信じられませんが、議員の皆様も全く同じ思いだと思います。人ごとではありませんし、超激務の続く議員の皆さん、そして職員の皆さん、御自愛くださいますように、心からお願いを申し上げます。

この悲しみのどん底の中ではありますが、的確な答弁、思いがまとめられるか、私自身、自信がありません。しかし、一生懸命頑張って思いを述べさせていただきます。

原議員さんには、九月議会も含めまして、極めて貴重な御指摘をいただいておりますことを心から感謝をいたしております。また、さきの二十日の市民の声を聞く会でも、あの中央公民館の前列右側に位置され、じっと賛否両論意見を聞いておられる姿、私もすっかり覚えております。別府市の将来を思う気持ちは、全く私と同じでございます。

さて、先ほどわかりやすい政治をと言いながら、わかりにくいという御指摘がありました。まさにさきの議会でも池田議員から、そのことを厳しく指摘をされました。思えば確

かに私の一つ一つの発言、さらにはいろんな手法、本当に素人でございます、私自身の不徳のいたすところで私の思いが素直に伝わらない。そのために、いろんな誤解や混乱を生じたことも事実だと思います。その点は、心からおわびを申し上げます。しかし、私は一貫して八方美人でもありませんし、本当に純粋な思いで別府を何とかしたい。「別府を変えてほしい」という市民の声で、私は市長に就任させていただきました。そのことを忘れては、私は市長になる資格はないと思っていますので、あくまでも市民の目線で市民にわかりやすい政治を一貫して貫き通したい、公正公平な政治を進めていく気持ちには変わりないということだけは御理解をいただきたいと思います。

さて、具体的な質問に対しての答弁に入りたいと思いますが、公募の条件の問題がありましたですね。ウォーターフロントとの調和、さらには市民・観光客の交流拠点施設、そして三、四は共存共栄の問題がありますが、五番目に新たにつけ加えられたと言われていきます別府観光の再生にどう寄与するのかという、これは選定委員会の中でたしか加えられたと聞いていますが、そういう三つの思いを、この条件をどうクリアしていくのかということが御指摘だろうと思います。この問題は、今私が株式会社イズミありきではなかったということは、もうおわかりいただけだと思いますが、観光施設が本当に来てくれたらという思いで募集・公募したのも事実なのです。観光立市である以上、人のにぎわいを観光施設が来てくれてやってくれたらいいなという純粋な思いは、うそではありません。しかし、公募して十八社来た。その中でホテルもあり、いろんなものがありました。最終的に、この条件をクリアできるということで残ったのが五社でした。総合物販施設が残ってしまっただけ。そのとき、池田さんは、困ったなという思いを顔に出せと言われましたが、なかなか出せる状況にはありませんでした。このことで選定候補についても、先ほどいろいろ助役とのすれ違いの問題がありましたが、決してすれ違ってはおりません。私は助役に対して一回も指令もしていませんし、一社だけ選ばなければいけませんよということも言っています。選定された以上は、一社選ぶという方向で行くだろうということは考えますよね。しかし、途中で私が二社とか三社とかいう言葉を出しました。順位も出しました。これは介入してない証拠なのです。選定委員会で決めていただく問題ですから、委員会の中でどう選定をされるのかわかりません状況の中では、一社ですよということは言えない。評定をいろいろ基準を考えていましたから、順位を決めてくれたらいいなと。そして一番目と交渉して、二番目、三番目ということを行ったことも事実です。だからそういう思いで、助役は選定する一人の委員として私に一社ということ、指令もしていませんし、ただそのことは個人が考えて選定をしなくてはいけないという思いで言った言葉だろうと思いますので、その辺は誤解を解いていただきたいなという思いです。

そういう選定の方法、そういう部分は余りもう振り返ってもしようがないことですから、選定された時点から私の出番だということ、これを議会で表明させてもらいました。「戦う」と

いう勇ましい言葉を言いました。これは確かに交渉して商業施設を、本当に商業施設が九割方、商業施設であったら困るわけですから、私の思いとして。そこで戦って市民の思いを、どういうのがいいですかと、そういうものを提言いただく中で入れていこうという思いで「戦う」という言葉を使わせてもらいました。実態は頭を下げて、しっかりお願いをしていく姿しかないかもわかりません。本当に力としては弱いものです。そこで応援といえますか、みんなで株式会社イズミに対して、別府市民の思いはこうなんだよというものを一致団結して戦っていきたいという思いが私にはあるということは御理解をいただきたい。決して強制とか強行とか、そういう思いでやっているわけではないということも御理解をいただきたいと思います。

そして、具体的に選定された後、株式会社イズミが選定された後、大西会長さん初め役員が一週間後でしたかね、あいさつに見えられました。そのときに一時間半何を話したかという批判もありましたが、しっかり私の思いをそのときから伝えております。そのときに大西会長さんは――もうあえて言いますが――別府市、奥さんが……（発言する者あり）山西会長さん、すみません、失礼しました、名前を間違えました。山西会長さんは、別府市に対しては、奥さんが別府の出身である――あなたがおっしゃったように――そういう思いの中で、別府市には力いっぱい応援をして、市長の思いをしっかり言ってください、できることは精いっぱい協力させてもらいますというお言葉をいただいたときに、必ず私たちの思いを少しは聞き入れてくれるなという思いを持ちましたし、私も厚かましいのですが、その時点からこのウォーターフロントの核の問題とか、海から見た眺望の問題とかデザインの問題とか含めて設計変更がないというプレゼンテーションの報告を聞いていましたが、その辺をしっかり私はお願いさせていただきますということも言いました。

具体的にそれ以降、事務局、事務局といいますが、商工課を中心にいろんなアクセスを、アクセスといいますが、話し合いをさせていただいております。これまで、楠港埋立地の企業誘致市民の声を聞く集いを六回開催させていただきました。その中で賛成、反対、中立、さまざまな御意見があります。しかし、すべての意見がやはり別府のことを思って将来これでいいのかという意見ですから、私は素直に皆さんの声を聞きたいということで、これまで数回にわたって聞いてまいりましたし、また語る会においてもいろんな意見も出てきておりますし、またメールや手紙や電話やいろんな激励も含めて来ていることも事実でございます。それぞれの意見を大切に受け取って株式会社イズミと交渉させていただいております。まずやはり一番大きな問題は、売却か賃貸かという問題がございました。これは私の思いとしてちらちら、この安い時期に売っては将来禍根を残すな、何とか賃貸でいけないかなという思いをずっと持っておりました。これを正式に私の思いではなくて市の政策会議の市の方針として決定をしていただいた。そのことによって、今、株式会社イズミが売却を希望していることも事実です。しかし、市民の方から賃貸にしてほしいとの

要望もいただいております現在、私はこのことについて市の方針が決定した以上、ぜひ賃貸でお願いしたいということが、今、大詰めに来ているというところでございます。

また、商店街の方々にも、例えば株式会社イズミの駐車場を使用させてほしいとの要望もありまして、これも株式会社イズミに伝えましたところ、快くこれも了承していただきました。（発言する者あり）はい。もういろいろ言えば、また別府市はA P Uとか大学関係者もたくさんいます。学生から専門的な図書がない、本がないという思いで、そういう大手の本屋をこの中に呼んでほしいという要望も来ていますので、このこともお願いしたところ、今そのこともテナントの中に入れたいということも聞いております。また、できるだけ物販面積を減らしてサービス専門をふやしてほしい、このことが私の主眼でございますので、しっかりこれから商業施設ではない、市民にも観光客にも交流拠点となるように、そこにイベントができる、朝市ができるようなイベント広場も欲しいとか市民ギャラリーも欲しいとか文化施設も、そういった問題も、いろんなことをわがまま、「これでもか」というぐらい私はお願いをしている段階でございますので、それが大詰めになりまして、何とか最終的な決断までにそういう合意ができればなという思いで今努力をしているところでございます。

今回の楠港埋立地の企業誘致は、衰退した中心市街地を何とかしたい、この思いが一番でございますので、ぜひその点は御理解をいただきまして、皆さんの御支援をいただきたいという思いでございます。どうぞ、よろしく申し上げます。

○二十六番（原 克実君） きょうは訃報がありまして、後藤健介議員が亡くなりました。後藤議員は、私たちの観光経済委員会のメンバーでございます。本当に心からお悔やみを申し上げたい、このように思います。

今、楠港問題につきまして、市長の方からる説明がございました。やはり中心市街地を活性化しようという思いは、これは市長もそうですけれども、我々議会も、そして市民も同じ気持ちだと私は思っております。ただ、今までのいきさつはさておいて、今後どのような形で、本当に別府が活性化するための商業施設に来ていただくかということの思いというのは、やはりさまざまな市民の考え方というのがあるかもしれませんけれども、要はそのパイはもう投げられたわけですから、あと交渉権のあるのは市長しかないわけですね。だから私が先ほど言ったように、市長が本当に別府市のまちづくりの哲学というものを持って、そして株式会社イズミさんの商業哲学の中でどうかみ合って別府にふさわしい施設が来てくれるかということが、我々は知りたいわけです。だからそこあたりの思いを、市長がどれだけ市民の思いを自分の胸に秘めて交渉していただくかということが一番大事なことなんです。ですから、会長さんの奥様がそういうふうには別府の出身であれば、やはりイズミさんもこれからは進出方向というのが、どんどん今までの十年前とは形態が変わってきております。大都市よりも中小都市に商圈を広げながら、その地域に合った店舗づ

くり、そして商業の理念というものがやはりあると思うのです。ですから、この株式会社イズミさんの商業理念に負けてはだめなのです。勝つ理念を持って、そしてお互いにもに栄えるような別府のまちづくりをせねばいかん。だから、その思いがやはりただ今までのイズミさんの商業施設であれば、私がさっき言ったように高松とか久留米とか、いろんなところでできておりますけれども、今まである既存の施設になってしまうおそれがあるから、特に私が言った三つの項目、これだけはやはり別府市としては、この思いがどこに株式会社イズミさんに伝わった中で、新しい別府の商業施設としてオープンできるかできんかという瀬戸際なのです。だから、これがもし市長の思いが本当に伝わって、別府にふさわしい商業施設として中心市街地の活性化に寄与するようなものであれば、私は多少いろんな形での不平不満はあるかもしれんけれども、商業者の方たちも賛同していただけるのではないかなと思います。

ただ、それは何かというと、私たちは市長から出てくる提案がどういうものであるかということがわかりませんから、やはり言いたいことも、いろんな失礼なことも言ったかもしれんけれども、言わなければわからないのです。だから、もしかしたらこの議会の模様を株式会社イズミさんも聞いておるかもしれませぬ。やはり議会の思いがどこにあるのか、市民の思いがどこにあるのか、そのあたりをよく察知していただいて、本当の国際温泉文化都市にふさわしい施設をつくったときに、ああ、イズミさんの商業理念は今からはこういうところにあるのだなというのが、私は全国に発信できる、このように思っておりますから、イズミさんも私はただ無鉄砲に走っていく商業哲学を持った会社とは思いません。そこらあたりを市長がどういう思いで詰めていくか、そこで最終的に別府市の活性化にこの、例えばイズミさんが理念にそぐわないということであれば、市長、これは市長としての決断です。断るか。それとも、ここまで酌み入れてくれたのだから、これを誘致するかという決断のときがいずれ来ると思います。その判断しか私たちにはわかりませんので、あえていろんなことを言わせていただきましたけれども、ぜひ市長、これは十二万五千人の市民の負託を受けてイズミさんと交渉するわけですから、中心市街地を活性化するための哲学を持って、ひとつ話し合いをしていただきたい。

私たちは、最初から言っております。反対のための反対ではありません。やはり心配をしている市民がたくさんおるのです。今の別府市の状況を見たときにどういうものがふさわしいかということは、考えてみればわかります。十一年間できなかった。やらなかったのではないのです、できなかったのです。それはいろんなやはり社会情勢の中でできなかった経過があるわけですから、そこはそこで市長、しっかり市民の思いを込めて交渉をしていただきたい、このように要望して、この点は終わりたいと思います。

次は、総合窓口の今後のスケジュールということについて、質問をさせていただきます。総合窓口は、これはもう常々私が議会ですずっと質問をしてきたことなのですが、今後ど



のような考えがあるのか、ひとつ伺いをいたしたいと思います。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

総合窓口は、行政改革大綱に基づいて実施が方向づけられている事項でございます。開設に向けて関係課長会議並びに関係スタッフ会議等をすでに立ち上げて、議員の方から一度お教をいただきました佐賀市等、総合窓口を平成十三年からやっている市でございますが、そちらの方にも赴いているんな設立までの経緯、それから種々のこちらの持っている問題点の把握、そういうものをしていってございます。また、そういう中で佐賀市の方は、市民課関係を除きますと六十七の業務を総合窓口で取り入れているわけでございますが、そういう業務を別府市としては、またどういう業務があるかということで百四の業務を洗い出して、スタッフ会議の意見でございますが、四十ぐらいは今はできるだろう、市民の目線から考えて、もう少しどういふふうになるかということは今、詰めている状況でございます。最終的には一つの形を早くつくる上で、今般の議会でも御提案をさせていただいておりますが、平成十九年度の機構改革に最終的には合わせて、最終形を早く作りながらそちらに向かって努力していきたいというふうに考えておるところでございます。

○二十六番（原 克実君） それはちょっと課長、おかしいではないですか。佐賀に皆さんが、十七、八名の職員の皆さんが視察に行った。これは別府の今まで、私は議員になって二十二年になりますけれども、市の職員が大挙して他の行政の視察に行ったというのは、今まで余り聞いてないし、近年では初めてではないか、このように思っております。

総合窓口は、私も前回九月議会でこれを取り上げておりましたけれども、時間の都合で今回取り上げさせていただきましたけれども、そのときは課長は、「十八年をめでに」ということでおっしゃっていました。それが何で、今度、第二次別府市行政改革大綱に合わせて十九年に後退したか、これはちょっと私は解せませんが、その点はどうか。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

基本的に平成十八年度というふうな一つの目標を持っておりました。まだ今も持っているわけでございますが、当然、総合窓口の形というのは、いろいろな組み合わせはもう御存じかと思いますが、あります。その部分については一定程度やっていく予定にしておりますが、最終的な部分については先ほども御説明させていただきましたが、機構改革との兼ね合いもあるので、十八年度ですが、十九年度はもう最終的には形としてしっかりならなければいけないという思いで、そう発言させていただきました。

○二十六番（原 克実君） この総合窓口というのは、もう機構改革そのものなのですよ。要するに、別府市の第二次別府市行政改革大綱は七項目、重要項目であります。この中の項目のほとんどが、この総合窓口に集約していると言っても過言ではない。だから要するに他の先進地の都市は、これをすることが要するに行財政改革、そして事務事業の見直し

の中で効率のいい行政を目指すためにこの窓口を設置しておるわけです。だからこれこそ早く取り組むべきであって、行財政改革大綱に合わせた十九年度を目指すというのは、これは私はナンセンスだと思っております。ですから、佐賀でもそうでしょう。とにかくいろんな各課が、六十何課が入っています。別府市は四十何項目でしたらできると言っていました。では、できるところからやればいい。そしてまずはゼロからの出発ということをして佐賀はしております。そのゼロからの出発は、お互いの行政の垣根を除いて、そしてお互いがゼロから始めましょうよ、そのためには総合窓口のグランドデザインをどうするか、そして福祉三課はどういうふうな形で参入するか、そして今の納税課はどういうふうなことで参加するか、市民課窓口はどういうふうな形で参入するかということバランスよく持っていった。だから、あなたたちがもしそのグランドデザインができないのだったら、民間に委託することだって、これは可能なのですから、早くこれをやっていただきたい。もう来年は平成十七年度。そしてもう行政財政改革もスタートしておるわけですから、最終年度を目標にするなんて、そんなアンバランスなことでは私はいけないと思います。ですから、最初、当初の目標があった十八年度中くらいにはやはり立ち上げるという気構えがないと、私はこのことはできない、このように思いますので、ぜひお願いしたいと思っております。

もうこれは、総合窓口は税の総合窓口ができております。これは平成十年五月一日から窓口が開始しましたね。今、大体一年間にどのくらいの納税証明が取られているかといいますと、件数と枚数では違いますが、約十八万四千五百三件、これは平成十四年から十五年の五月二十七日にかけて一年間のトータル。それからもう一つは、これは本庁と三出張所もあります。これを含めると二十二万通からの窓口業務があります。それから市民課では、住民票とこれは印鑑登録ですね、これの交付がそれぞれの地区公民館でできるようになりました。これが去年の八月にスタートして、ことしの八月まで合計で二千五百五十三件。ですから、別府市全体から見ると、窓口業務の事務の取り扱い、そして証明の取り扱いだけでもやっぱり二十二万件からあるということなのです。これがどのように合理化して、どのように市民の目線から見たサービスができるかということは、この第二次別府市行財政改革大綱、この中から見ても早くとり行わなければいけないというのはもうわかるわけですから、ぜひこれは前倒ししてでもするだけの気構えがあってもいいと思います。もしできないとするならば、この開発に対する行政に何か問題があるのか、それともコンピューターに問題があるのですか。その点はどうか。

○財政課参事（中尾 薫君） 議員も御指摘しておりましたように、行財政改革推進室としても、この総合窓口に取りかかる、窓口となっていることといたしますのは、これが行財政改革、いわゆる市民の目線に立つ一つの大きな事業だということで私たちはいわゆる主管課ということになっております。その意味から、先ほども御指摘になりましたように行

政改革の推進計画が始まっているわけですから、それに向けてできるものはどんどんやっていくという姿勢でこれからも臨んでいきたいと思えます。

○二十六番（原 克実君） これはとにかく、まず総合窓口の形式をつくりましょう。そしてその中できちっとした枠組みをつくっていけば、もう行政のそれぞれの部門は動かざるを得んわけですから、そして今、行政では、各いろんな地方自治体ではISO9001、これはどういうことかといいますと、顧客重視のサービスを確保する品質管理のマネジメント国際規格、こういうのがあります。これを申請している行政があります。これは窓口に対して正確・適切・親切・公平・敏速・効率、各課ごとの業務改善を目標を設定して良質な市民サービスができる規格なのです。これを申請、これは国際規格ですけれども、これを取得しようとして一生懸命頑張っておる地方自治体もあるわけですから、別府もその最終目標に向かってやりましょうよ。ぜひそれは前倒ししてでもお願いしたいと思えます。市長、どうですか、この点は。

○企画財政部長（友永哲男君） 私の方から、お答えいたします。

財政課参事の方から、るるお答えをしたとおりでございますが、まだまだいろいろなものがございまして。まず総合窓口支援システムの構築というITの関係もございまして、議員さんがおっしゃるとおり、なるべく早く私どもは進めてまいりたいというふうに思っておりますので、鋭意努力させていただきたいと思えます。

○二十六番（原 克実君） ぜひこれは、やっぱり一つの大きな別府市の羅針盤ですね。指針を一つの目標に持ってやらなければいけない事業だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思えます。

楠港の問題で随分と時間を費やしてしましまして、ほかにいろんな大事な項目もたくさんあったのですけれども、これは次回に回したい、このように思えます。これは常々行政内部との打ち合せの中で私が今回の質問を予定しておったわけですが、もう大体の打ち合わせは終わっています。そうすると私自身の大体の考えというのは、行政はわかっていると思えますので、来年三月、次の議会は三月ですけれども、いい回答ができることを期待いたしまして、今回の質問は終わりたいと思えます。

○十二番（池田康雄君） 最終日の終わりから二番目のポジションは、議員になって二度目であります。最初の「大とり」ならず「小とり」になったのは、忘れもしません、議員になって半年後の十二月議会でした。サテライト日田進出問題の大詰めの議題が中心のときでありましたが、あのとき議員になってほどない私の目には、井上市政の日田サテライト進出問題に突進するさまは、しごく異常に見えまして、赤信号を無視する暴走バスに例えてお話をさせていただいたのを、ひょっとしたら記憶にある方もあるかと思えます。あのときのバスには市長、三役を含め部課長さんたちがたくさん乗っておりまして、議員もかなりの数窓から手を振った、（笑声）そういう光景が私には今も鮮やかによみがえる

わけでありませんが、残念ながら、今回もやっぱりゆめタウンの視察に行った方は御記憶、すぐ出てくるかと思いますが、コインバスに乗っている市長がおって、そこにやっぱり三役がおって、その後ろに数人の部課長が乗って、前回の満員バスの暴走に比べて今回はがらっと閑散としたバスが、やはり信号を無視して突っ込んで行く。後ろの方に何人かの議員らしき方も乗っているように見えますが、前回、窓から顔を出して手を振っておりましたが、今回はなかなか、帽子を深くかぶって、それがどなたなのかさっぱりわかりませんが（笑声）。

市長、この問題を、浜田市政下におけるこの楠港企業誘致の問題を、中村市政下における大新東誘致問題並びに井上市政下における日田サテライト進出問題になぞらえる方がおられますが、私は一面、今見たようにかなりの共通部分を感じるけれども、議会という側面から見たときに、かなり大きな現象の違いがあるのではないかというふうに認識しております。大新東の時代は、私は議員にまだなっておりませんから定かではないですけれども、大新東問題のときにしましても日田サテライトの問題にしましても、やっぱり議会の中で正々堂々、賛否両論が戦わされたのではないかというふうに思うのであります。私はこの楠港問題を三月、六月、九月、十二月と、ことし一年、一般質問のたびにこの問題を取り上げておりますが、延べ何十人の方がやっぱりこの問題を取り上げてきたのだと思うのです。ところが、やっぱり市長並びに執行部が企業を誘致し推進していこうとするそのところに対して賛成であり、むしろ積極的に推進すべきだという意見がなかったとは言いませんが、その数において圧倒的に少数であったということは、歴然とした事実だと思うのです。これはやはり、たぶんサテライトのときと大新東のときと決定的に違うのではないかな。

時に、反対の声は大きいけれども、賛成の声はしょせん小さいのだという理屈をこねる人がおりますが、一般市民の間ではそれは事実だと思うし、真実だと思います。しかし、事議会におきましたならば、やはり小さな声をそれなりに拾い上げながら執行部に賛成をし、反対をしながら、別府市のよりよいあしたを模索していくという姿があらねばならん。それがやっぱりどうしても今、別府市行政が進めているところに対して疑義なり心配なり不安なりの声が圧倒的な状況になっているのはなぜなのかというところを、やっぱり冷静に分析する、そういうゆとり、そういうものを私は、兄とも慕っております市長であるがゆえに、しっかりと冷静に分析してほしいという立場から、今までとは違った観点で、またきょう、楠港の問題にはやはり大きな問題が横たわっていますよということを指摘していきたいわけでありますが、その前に、この最終日の今ぐらいの時期に質問するというのは悪くないな順番的に、と思っております。今回、楠港、私で六人目ですけれども、五人の方たちに市の執行部はいろいろ答えていますからね。ああ、こう言えばああ言うのだな、ああ言えばこう言うのだなと、大体見えますので、その辺を踏まえて質問できるか

ら、割と悪い順番ではないなと思っておりますので。

まず、九月議会で私はいろんなことを言いましたけれども、その中でこういうふうに言いました。今からですよ、今から煮詰めていくのですから、もうちょっとくれなければいかん、時間をと。これからなのですよ、これからが私の出番なのです、というふうにして、あたかも時間がたてば話が煮詰まるようなことを言うので、私は、それは違うのではない。選定委員会で選ばただけで、まだ決定していないイズミと話が煮詰まるはずはない。煮詰まらんことを煮詰まると言っているのではないのですか、と執行部の答弁に対して私は疑問を呈しました。三カ月たちました。いろいろな協議、複雑、入り組んだ協議を重ねてきているようであります。どんな話をしたのかは要りません。煮詰まった問題に何があるのかだけ明らかにしてください。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

株式会社イズミとの協議につきましては、先ほど申し上げましたが、議会に提出するための立地協定の原案作成のために、現在交渉をいたしております。交渉の内容でございますが、現在交渉も継続中ございまして、何が煮詰まったかという御質問でございますが、具体的には売却、賃貸いろいろありましたが、賃貸という形の方に傾いたという形でございます。また、ワンコインバスの経路とか国道十号線を渋滞させないための対策、また別府の農産物や水産物を買うとしても公設市場を使うのかとか、こういう細かいことも含めまして、現在協議をいたしております。現在まだまとまってない部分が多い状況でございますので、まとまりましたら立地協定書という形で議会の方に御報告いたしたいと考えております。

○十二番（池田康雄君） 何かしらんべらべら言ったけれども、早い話が、何か煮詰まった話があるのですか。僕は、いろいろな協議をしたでしょう、協議した内容は要りません。もうちょっと待ってください、今から詰めるのです、今から詰めるのだというせりふが九月議会のメインだった。だけれども私は、煮詰まらんのではないのと言った。それを、煮詰まるのだから、もうちょっと煮詰めさせてくれというふうにあなた方は言った。何が煮詰まったのですかと尋ねた。まだ協議中ですから煮詰まってない。そうでしょう、早い話が。煮詰まってないのでしょうか。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃいますように、まだ波及調査、そういうのもまだ今月いっぱいにはしでき上がりません。また話し合いは、細かいことはいろいろしておりますが、まだ全部が煮詰まっていませんので、今回もまだ御提案できずに、今協議中でございます。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

議員さんが御指摘のとおり、この企業の立地が決定しなければ、煮詰まらないところは多いかと存じます。したがって、私ども、基本的な考え方について基本的事項につい

での協議をいたしておるわけでございます。例えば、駐車場の商店街の協力はできるかどうか、先ほど担当課長の方から御説明しましたように、基本的事項についての打ち合わせをさせていただいているところでございます。最終的にはこの基本的事項についての合意がとれば、立地協定として提案して提出いたしたい、そのように考えておるところでございます。

○十二番（池田康雄君） いいですか、私は予言者のように「煮詰まらない」と言った。それが、「見よ、煮詰まってない」ということを誇らしげに確認したいのではないのですよ。いいですか。煮詰まりようのない話を、あたかも時間がたてば煮詰まるかのように言って、その九月議会を過ごしてきた。よしんば、もう過ぎたことは言うなと言うのなら、もう言いません。

ところが、今回の議会であなた方の答弁の中身は何ですか。市長、よく確認してください。今回のこの楠港にまつわる話のちょっと先深く深く入ろうかなと思ったときに、繰り返される言葉は二つです。一つ、今調査に回しているその答えがまだ出てきていませんので。もう一つ、市民の声を集約している最中ですが、まだその集約が出ていませんので。

十二月議会があるのは、きのう決まったのではない。十月に突如決まったのではない。九月の後には十二月が来る。そのときに、九月には、ちょっと煮詰めさせてくださいと答弁した。そうしたら、十二月までにはこの部分とこの部分とこの部分と、この部分だけはお約束どおりこういう話に決まりました。何とか皆さん方、反対という立場からもうちょっと譲ってもらえませんかというのが、市の行政の基本的なスタンス。

こういうふうな状況に市長の身を置かせることそのことに、僕は非常に周りの人たちに対して不信感を持っており。浜田市長というのは、非常に誠実な方だ。僕は、不誠実な方を兄と慕うことはない。それが、今回の十二月における我々議員に対する対応は何ですか。不誠実そのものでしょう。（「そうだ」と呼ぶ者あり）「それはないよ。それはないよ」と言いたいぐらいお粗末よ、課長。お粗末よ、部長。非常にお粗末ですよ、助役さん。これまで三月、六月、九月といろいろに疑問点を投げかけてきた。あるいは、「おかしいのではないの」と問いかけてきた。それに対して時間をかけて精査して、おかしい部分は修正したり、そしておかしいと指摘されたけれども、反論がある場合には整理して、反論したりする作業をやっぱり積み重ねてきて、今議会を迎えてくださいよ。そして今議会までに迎えることができないならば、今議会でいろんな疑問点を提示されたら、その場で清くわかりやすく答えてくださいよ。

いいですか、今から具体的に楠港の問題についてまた質問を展開していきますから。今、私はこれまでの間の不誠実さをなじった。ここから後も、残された四十五分が不誠実であるというふうにならないように、誠実に答えてください。

まず一点目、いいですか。これまで助役さんを中心にどういうふうにおっしゃってきて

おるかという、平成十二年別府市中心市街地活性化基本計画ができました。そしてその基本計画策定の段階には、商店街の方々も株式会社Tの別府支店長さんも株式会社Mの流川の店長さんも皆さん出席されておりました、参加されておりました。そしてその中で楠港跡地に商店街活性化を促す、中心商店街活性化を促す核施設としての企業誘致には賛成をしていた。それが、さあ、イズミの誘致になると反対するというのはおかしいことだ、というのが、僕の言葉にかなり翻訳しましたが、基本的には助役さんが言いたいことを言いかえたつもりであります。もし本旨というか、助役さんの意図と違うことと僕は確認をしたら、この後続きませんので、助役さん、もし言っておること、僕が繰り返した中身で違うことがあれば訂正してください。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この基本計画の中に、業種についても定められたわけでございます。その中の一つに複合商業施設、商業施設、ショッピングプロムナード、そういったのがあったわけでございまして、商業施設だけが認められたということではないわけでございます。私ども、この中に位置づけられた業種であるということを、私どもは答えたつもりでございます。

○十二番（池田康雄君） はい、それなら今の段階でそうしておきましょう。それならこういう問いかけはどうしますか。この中心市街地活性化基本計画にのっとって楠港跡地利用を推進してきたのであって、別府市行政の進め方は、中心市街地活性化基本計画とは逸脱していないという立場を主張なさいますか。

○助役（大塚利男君） 楠港埋立地にかかる経緯など、こういった中で発言を、回答をさせていただいたわけでございます。楠港に関しては、こういった位置づけがあるということでお話を、この手続きに沿ってやったというふうにお答えさせていただいたわけでございます。

○十二番（池田康雄君） それは違う、それは違えますね。市長、あのね、九月以降私が考えたのは何かという、この中心市街地活性化基本計画に多くの商店街の方々が参画してある。そして株式会社Mも参加しTも参加してある。この中心市街地活性化基本計画に沿ってあるものであれば、やはり反対する立場をとるのはおかしい。だけれども、良識ある多くの商店街を代表する方や株式会社TやMを代表する方たちが、そんなに非常識に反対をするのかな。反対するからにはそれなりの、大人が反対するのですから、理屈があり、考え方があり、そしてひょっとしたら別府市行政の言うところに瑕疵があるということはないのかな。そういう観点でこの三カ月過ごしてきました。そして中心市街地活性化基本計画。そうですね、ざっと何十遍か読み返しました。市長と私の教育用語でいえば、教材研究を深めてみました。

そうすると、やっぱり大きな点が二つ見つかりました。一つは、前もって同じものを持つようをお願いをしておりますからね……。あ、その前にちょっと、基本知識として、中

心市街地というと、ややもすると何か駅前の通りだけに集約されるような嫌いがあるので、この中心市街地活性化計画における中心市街地の範囲をまず、ちょっと課長さん共通理解させてください、この議場で。

○商工課長（中野義幸君） 中心市街地の範囲でございますが、東別府駅、またJR線の東側ということになっています。富士見通りまで行きまして、それから東寄り、JR線より下ということになります。

○十二番（池田康雄君） そうですね、富士見通りより南、JRの線路がずっと東別府まで来ている、それより海側。その範囲すべてを「中心市街地」と呼ぶのだ。つまりこの中心市街地を活性化するというのは、その範囲を活性化させるのだということなのですね。だから、決して駅前だけの問題ではないということだけを共通認識しておきたいと思うのですが、何で反対するのかな、何でかみ合わんのかなと思ったら、一個ね。六十五ページを開いてください――何か授業をしておるみたいですが（笑声）――その六十五ページの一番上枠に「楠港跡地整備計画」というところにあるのです。そこにごう書かれてあるのです。「最終整備目標として、国際ホテルやアミューズメント施設等、国際社会にも対応した複合的な交流拠点の開発を目指す」。国際ホテル、温泉ミュージアム、ウォーターフロントガーデン、フードコート、ショッピングプロムナード、地下駐車場。いいですか、その右側です。事業主体。そこに何と書かれていますか、部長。

○観光経済部長（東昇司君） 「事業主体 市、民間」と記載されております。

○十二番（池田康雄君） つまり中心市街地活性化基本計画、これは商業者も含んで市の行政も入って県の職員も入って、そこで楠港は市と民間とが連帯し、共同して開発している地域だというふうに指定をしておる。今回、別府市はある一企業に丸投げ、その楠港六千坪、二万平米を丸投げして、別府市の関与を一切ないで当たり前のように進めてきているところに、「それは話が違うのではないの」と言う人たちがおったとしても、僕は一つも不思議に思いません。むしろそれの方が当たり前です。市長さんは、行政は継続だと、今回の議会でも僕は何度か聞きました。このことを現時点で、どうとらえておるのですか。

○建設部参事（松岡真一君） お答えいたします。

昨日の議会で申しましたように、ここの楠港跡地の昭和六十二年に中心市街地の活性化計画というのが先にできまして、そのときの基本的な問題として、平成二年に申請が出されておりました、その申請動機につきまして、私どもはそのまま受け取っております。それにつきましては、売却をして民間活力をここに導入するということになっておりました、それをそのまま踏襲しておるといってございまして。

○十二番（池田康雄君） あなたの答弁は、今回の議会で大分嫌われていましたが、何か答えたつもりですか、あなた。平成十二年、今、平成六年の話を持ち出しておるから、平成十二年の活性化基本計画の中で楠港の跡地の事業主体は市と民間。それを今回は、あた



かも市なんかなかったかのように対応してきていませんか。そのことが「それは違うよ」と言われたら、どう答えるのですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この中に、確かに「事業主体 市、民間」とございます。私ども、今協議の中で基本的事項の中にも若干市の受け持つ分が出てこようかと思っております。と申しますのが、あそこの中には突堤もございます。まだ生かされた突堤でございますが、これは市が国の払い下げを受けて、市が整備しなければならないもの、そのように思っております。帰属は市の方に入ってきますので、そういったことで、今後の整備計画の中で詰めていく中で、市の受け持ち分が出てこようかということも認識いたしております。全部……（発言する者あり）企業に、すべて持たせるという考えではございませんので、御理解のほどをお願いいたします。

○十二番（池田康雄君） 助役さん、あんまり議員を茶化してはいかんよ。あんまり茶化したらいかんよ。そういう土地の一部の周りに市が関与するという意味ですか、事業主体というのは。あなた、それでは、ここを見てください。これ、何ページか、これは。いら立ってきましたね。いら立ったら大体負けるのですね。（笑声）はい、いら立ったらだめですよ。助役さん五十五ページ、五十五ページね。ここに「温泉ミュージアム」というのがありますね。こういうようなところあたりは、温泉ミュージアムになるのかならんのかは別にして、少なくとも楠港の一部に関しては、やっぱり市の行政も積極的に関与して中心市街地活性化に寄与する、そういう姿勢を平成十二年のこの活性化検討委員会のときに、市の執行部はそれを了解して、そして持ち帰って、そして別府市の共通理解としたのではないの。

これは何ですか。それなら、ここに当時の別府市企画部長、別府市建設部長、別府市観光経済部長の三人が言ったことで、それはもう市長や助役は関係ないと、こう言いたいのですか。これは何ですか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

この図につきましては、これをすべて楠港の二万平米の中で網羅するということではございません。この中にホテル、またセンターガーデン、温泉ミュージアム、結局、ショッピングプロムナード、このようなものの複合的な施設をつくるということでございます。

○十二番（池田康雄君） 怒るよ。（笑声）あなた、この絵は何か、これは。この絵は何か、でたらめですと言いたい、あなた。二万平米の中に例えばこういうようなものを考えていこう、そうすると当然市の部分もあるし民間の部分もある。それは無理でしょうが、課長さん。課長さん、それは無理ではないの。つまり何が言いたいかというと、今回あなたかも助役さんを中心に、反対しておる人たちはおかしいですよ、議員さん、理解してください、商店街の方たちもこの計画の中には入っておったのですよ、Mさんも入っておった

しTさんも入っておったのですよ、それをイズミの誘致が浮上して、やっと懸案を片づけようとしたら反対するなんておかしいですよ、市には行政的落ち度はないのですから、というような言い方をするのでですよ。（発言する者あり）だから、そのこのところを十分に考えると、このこのところは、やっぱり中心市街地活性化基本計画に基づいてやっておるということを外さないで、いつもそれを根っこに置いてしゃべられていくと、そのこのところの層が説明できなくなるのではないですかということが言いたいのです。

だから、そこらあたりはやっぱり市の経済情勢も、あるいは時代の流れの中から、市の経済情勢もあるしというようなことへの了解等をやっぱりきちっと踏みながらいけば、僕はもうちょっと行政の進め方も違った形になっておったのではないかと思うし、ぜひそういう……、僕は市長さんにはお願いをしたのですが、やっぱり謙虚さというのか、そのこのところが助役さんも含めてもうちょっと……、なぜ反対するのだろうか、自分たちにおかしさはないのかなというようなところを踏みとどまって考えていただくと、やっぱり彼らの言い分も正しいし、ああ、この辺もやっぱりちょっとミステイクだったな、ひょっとしたらミステイクなのかもしれないなと、そういうようなところがあれば、僕はもうちょっと歩み寄りをしながら前向きに物事というのは解決に向かっていくのではないかなというふうな印象を受けています。

それから、もう一つこの中心市街地活性化基本計画を教材研究していて、こういう結論に僕個人は達しました。この学識経験者としての大分大学経済学部長さん以下、かなりの知識人たちあるいは見識者たちが、かなり綿密な調査もしながら、かなりの年月をかけてつくられたこの活性化基本計画も、一つ大きな欠陥を持っているのではないかなというふうに私は考えるに至りました。

それは何かといいますと、さっき開きましたね、五十五ページ。これはもちろんちょっとした図ですから、また精密な設計図ではありませんから、これを前面に出して論じるのもどうかとは思いますが、しかし、この絵にしましても、このほかの文章、言葉にしましても、何がこの活性化基本計画を考えた人たち、あるいはその活性化基本計画をもとにするといって歩み出した行政の中で、見落とした点は何かということ、国道十号線の渋滞問題についての目線、視点がないのです。この図は、この図を見る限り流川の一カ所、流川に面したところの一カ所に入出口を設けただけで、これだけの施設を展開しようとしている。そうして、この言葉の中にも、文章の中にも交通渋滞に関していうと、東別府から両郡橋のあの別大国道に渋滞があるということだけしか書かれていない。つまり北浜・東別府間あるいは富士見通り・東別府間、あるいはもっと広げて上人地区あたりから東別府間のあの平均二百メートルに一カ所の信号がある、いわゆる信号が集結しているあの十号線に、いわゆる千台を超えるような自動車を集めるようなそういう施設たり得ないのですよ、楠港は。だから私は、株式会社イズミさんがよくもこういうところに進出しようかな

というふうなことで協議に乗ってくれておるといことが、ものすごく解せないというの  
ですか、理解に苦しんでおるのです。

それで本当にこれが国土交通省とか県とかの正門から、ここにこういう施設をつくって  
いいというような許可がおりるのかなということをお個人的には……まあ、しょせん、しか  
しこういうところには知識の乏しい高校の教員上がりですから、なかなかそこから先が僕  
には難しくてわからんのですが、わかることは、今回私は何カ所行ったのですかね、中津、  
久留米、大牟田、呉、高松と見てきたのですか。どこもゆめタウンは、一口に言って三百  
六十度道路に囲まれた場所に――僕が見た中でよ、三百六十度道路に囲まれた中に立地を  
している。ここは国道十号線、南側にちょっと細い道路があります。あれを幾ら拡幅して  
も、しょせんそこからすぐ、二、三十メートル、五十メートル、百メートル行ったところ  
から、また国道に出る以外にない場所なのです。つまり国道から入って国道に出る以外に  
はない場所で、そして先ほど二十六番議員さんもおっしゃいましたけれども、高松は国道  
十一号線にある一面が、ゆめタウンがある一辺が面しておりましたが、その一辺を右折、  
主に右折専用でいわゆる高架にして引き込んでおりました。そして帰りは左折専用で陸橋  
を利用しておりましたけれども、しかし、そのほかに三カ所も四カ所も何々口入り口、何々  
口入り口というようなのもって初めて交通渋滞の緩和が成り立っておるわけです。

私は、この活性化基本計画なり今回の株式会社イズミさんとのやり取りの中で、私のこ  
の浅い知識で見れば、交通渋滞をない状態であそこに店舗展開をするのは不可能と思える  
わけですが、その部分については執行部はどうお考えですか。

○建設部参事（松岡真一君） 交通渋滞について、お答えいたします。

確かにおっしゃる御提言のように、この交通渋滞のことにつきましては、非常に悩まし  
い問題だというふうに考えております。一応西側と東側、東側は海でございますが、西側  
が国道でございますから、あとは三方が細い道路であるということでございます。現在こ  
の問題につきましては、当然のことながら株式会社イズミの方が交通解析調査などを恐ら  
く実施しておると思っております。これは、大店舗法に基づきます届け出に必要な資料ござい  
ます。やはり私どもは、そのところが一番大切でございますので、事前に私どもといた  
しましては、現在、国土交通省それから九州地方整備局、大分河川国道事務所それから別  
府の土木事務所それから警察関係、そのの皆様方の担当と事前に協議はしてござい  
ます。ただ、申しますようにこの営業形態それからいろんな時間の問題、営業時間の問題、それ  
からこれ、お店に入るときにはピーク状態も出てきますので、そこいらのことが私ども現  
状では把握できておりません。

それで、この交通解析をやっておる段階で、やはり今おっしゃいますようなことが必ず  
出てくると思っております。私どももそのところを十分見ておまして、例えば今おっしゃい  
ますように、その交通解析でうまくいかない分については、次善の策といたしまして、例

えば空地を確保することであるとか、それからおっしゃいますような、必要であればいろんなアクセス道路のこともやはり言及しなければならない事態が出てくる可能性もあるとは思っております。今のところはそういうところで、私どもも国土交通省それから関係各団体と打ち合わせをして、抜かりのないようにやっておるところでございますが、さらに、やはりこの呼び込む……（「もういい」と呼ぶ者あり）

○十二番（池田康雄君） 今までのところを何カ所か、同じ株式会社が展開しているところを何カ所か見てきたけれども、これほど劣悪な交通アクセスの環境にある土地に立地しているところはない、私が見た限りでは、さっきの六カ所ですか。私は、こういう国道十号線の別府市の状況、いいですか、国道十号線の別府市の状況、信号と信号の間があって二百メートルのようなぐらいに詰んだところの国道に面したところに、交通渋滞を避ける形で千台以上も車を収納するような店舗展開は不可能に見えるが、そのところはどうか、こう聞いたのですよ。それを何かかんか言って、何答えたか結局わからんような答えしか返ってこんののですが。いいですか、もう一回ね。

交通渋滞を避けるのは難しいでしょうと、こう僕は言っておるわけです。そして、あなた方も交通渋滞を避けるのは大変な場所だなという認識は、まずあるのですか、ないのですか、助役さん。

○助役（大塚利男君） この交通対策につきましては、最重要課題ととらえております。

○十二番（池田康雄君） それでは、お尋ねします。ある専門機関に何か株式会社イズミ出店後の経済波及効果等々の調査依頼をしたというのですが、その調査項目かどこかに交通渋滞の実態調査的な項目は含まれているのですか。

○助役（大塚利男君） 今回コンサルタントに頼んでおりますのは、経済面だけでございます。交通関係につきましては、先ほど都市計画課の方からお答えしましたように、最終的には大店舗立地法に基づくいろいろな手続きがあるわけございまして、交通関係機関の承認がなければ、これは許可されないことになっておりますので、最終的にはやはり開発者の株式会社イズミの方が最終的な計画を立ててくると、そのように存じておりますが、私ども、誘致を図るものとして関係機関とそのことを重要課題にとらえているだけに、関係機関とも相談をしているところでございます。

○十二番（池田康雄君） 僕は難しいことはわからんけれども、日本語に関してはちょっとうるさいのですよ。その「最重要課題として考えておる」のであれば、そしてその部分について市役所行政内部で、その辺を調査・分析・解析する能力がある集団がいなければ、最重要課題であればその部分をいち早く専門家に依頼して調査して、そのことは大丈夫かなというようなところを解明していくというのが、僕は自然の流れではないかと思うのですよ。

僕も個人的に気になったから、あるコンサルタントに問い合わせして、「どのぐらいか

かるのですか」。僕のポケットマネーでできるのだったらちょっとしてみようと思った、奮発して。ところが、いろんな段階があるのですけれども、平均したら百六十万ぐらいかかりそうだったから、とても僕が妻と額をすり合わせて捻出できる金ではなかったのであきらめましたけれどもね。最重要課題だとおっしゃるのならば、そして私は不可能だと、こう言っておるのです。その辺は、こうこうすれば可能だというふうに認識しているとか、こうこういうふうに、そういうところで話を詰めているとか、そんなところがさっきから一つも出てこんのですよ。何か詰めておる、詰めておる、詰めておるってね。最終重要課題のその部分については、何か詰めておるのですか。何か詰まっておるのですか。そういうところを詰めないで、やっぱりそれが最重要課題だと僕に言われても、僕は納得しませんよ。

だから交通、ほかに僕も、片一方はヨットハーバー、片一方は漁港、そして片一方がある道路だということがわかっておるだけに、僕なりに車の流れを読んでいったときにどうなるのかという。そうしたら、しょせん国道に入って国道に出るしかない、ほかに交通アクセスが云々どうのこうのと言うけれども。そんなのが今、直接道路を通過して何キロかにわたって迂回をしてそこに持っていくなんというようなのができる状況にないでしょうが、流川のあの周辺で。またそんなところはやっぱりきちっと、何というのかな、住民の皆さんにイズミの誘致というのを推進したいのであれば、何かその辺が、あそこが今でも渋滞しておるから困っておるのですよ。今でも渋滞しておるのに、この上、何で市有地まで売却して渋滞をつくるところに別府市が寄与するのかという、その側面への疑問。そういうものにもやっぱり、どう対処したらそういう方々の不安は取り除けるのか。

私が市長に、冷静に分析してほしいというのは、私には不可能にしか見えない、そこまですべて言っておるわけですから、私は物理的に不可能、私の能力では不可能。交通渋滞は、もう生み出すべくして生み出す。しょせんそういう意味では、あの楠港の地に千台以上もの商業施設を誘致する。それに誘致するにたり得ない土地であるというところを僕は指摘したのでありますが、そういうような側面で今まで考えたことがないとすれば、一遍そこに立ちどまってください。

それともう一点ですね。どうも助役さん、こうおっしゃいますね、楠港跡地に企業誘致して中心市街地を活性化させる。つまり中心市街地を活性化させるために核的施設として商業施設を楠港に誘致するのは、この中心市街地活性化基本計画で皆さんが了解していることだというふうに聞こえるのですが、そうおっしゃっていますか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

楠港埋立地は、交流拠点の核となる施設を誘致することによって中心市街地のにぎわいを取り戻し、活性化につなげていくという目的で、楠港埋立地を計画したところでございまして、この業種につきましては先ほども申しましたように、基本計画の中で位置づけら

れ、この中には、商業施設だけではないのは確かでございます。ほかのホテルとか、そういった施設もありますが、そういった位置づけの中にあつた施設ということで、私は回答をさせていただいているつもりでございます。

○十二番（池田康雄君） 中心市街地活性化基本計画の、六十九ページを開いてください。そこにね、そこに「第六章、商業等の活性化に関する方策」、こうあって、「一、核的事業とし、①近鉄跡地、②中央市場跡地、③商店街コミュニティーセンターの整備」として、楠港跡地がないのはなぜだと理解をしておるのですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

その前の五章に「市街地の整備・改善に関する方策」の中に「核的事業、一、楠港跡地整備計画」というのを上げておりますので、こちらの方に、「商業活性化に関する方策」の核的事業の中には上げてないものと、私はそのように判断したところでございます。

○十二番（池田康雄君） すみません助役さん、もう一回今のところをゆっくりしゃべってくださいませんか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

今、議員さんのおっしゃられた商業等の活性化に関する第六章の中には楠港のことが触れてない、なぜ触れてないかということをお問われたわけですが、私は、その前の五十三ページの第五章に「市街地の整備・改善に関する方策」の中の「一、核的事業、楠港跡地整備計画」というのが、ここの中に上がっておりますので、あえてこちらには上げなかった、また核的楠港跡地は商業だけという位置づけではございません。先ほど申しましたように五つほどの業種を上げてありましたので、商業の中には上げてないものと、そのようにも認識をいたしております。

○十二番（池田康雄君） いや、それは違うでしょう。それは違うでしょう。いいですか。五十五ページから一の核的事業の①は楠港跡地だけれども、その次の②は何です、中央市場があるではないですか。③はJR別府駅舎再整備があるではないですか。そして六十九ページには②の中央市場がまた出てきておるが、楠港が出てきてないではないですか。それがなぜなのかが、わからないのですか。なぜこういう部立てになつておるのか、それなりに意味があつて部立てというのとはしておるのですよ。

（答弁する者なし）

○十二番（池田康雄君） こういうことなのですよ。楠港跡地は――いいですか――商業等の活性化に関する具体的方策としての利用計画を持ってない、いいですか。その商業等の活性化に関する方策、中心市街地活性化基本計画の中における商業等の活性化に関する方策の核的事業としては、近鉄跡地と中央市場なのですよ。楠港は、商業というところを活性化、商業施設としての活性化の土地ではなくて、いわゆる観光客や国際的な色彩を持ったものを誘致しながら、そこからほかの場所に流れるような、そういう用地としての利用

があるのですよ。だから、商業複合施設的なことはないでしょう。

それでは、お尋ねしますよ。何かこう、商業施設で楠港跡地を利用するのは、この中心市街地の活性化基本計画に矛盾してないのだ、整合性があるのだということを、どうしても譲らんようにあるのですが、それでは、これはどう理解するのですか。六十五ページの整備内容で国際ホテル、温泉ミュージアム、ウォーターフロントガーデン、フードコート、ショッピングプロムナード、地下駐車場とある。たぶん助役さんは、このショッピングプロムナードと商業複合施設をイコールのものだというふうにお考えになって、そして妙にそのことをズームアップさせることによって、楠港に商業施設が来るのはおかしくないのだという論理を展開したがつているように私には見受けられますが、ショッピングプロムナードの「プロムナード」というのは何ですか。（発言する者あり）

○議長（清成宣明君） 時間がないですよ。わかる人は答弁してください。

○商工課長（中野義幸君） ショッピングプロムナードの明確な定義はあれですけども、「ショッピングをする通り」というふうに解釈はいたしております。

○十二番（池田康雄君） いわゆるプロムナードというのですから、ぶらぶらと歩くような通りが「プロムナード」なのですね。つまり複合大型商業施設のような建物で階段を上ったりエスカレーターに乗って、これも散歩だという理屈は理屈です。だけれども、それは基本的な「散歩」という言葉の本来からすると、へ理屈です。この海辺の町にショッピングプロムナードで、それを何とか、散歩しながら何とか中心市街地の一部である北浜通りあたりまで人を誘導できないだろうかという思いが、この言葉の中にはあるのではないですか。このどこをとって楠港跡地に複合大型商業施設、早い話がスーパーを誘致するのは、中心市街地活性化基本計画となじむのだということになりますか。私はなじまないのではないかなと思えるのです。そういうようなやっぱり問題点はないのかなということ、市長さん、もう一遍やっぱり考えてみてくれませんか。

だから、きょう私が言いたいのは、別府市中心市街地活性化基本計画にのっとして楠港埋立地を企業誘致しておるのだというその論理、その言い方が本当に揺るぎないものとして使えるのか。その言葉を言ってしまうと、やっぱりおかしなところというのが出てこんのか。私は、おかしなところが出てきますよということで大きく二点を取り上げてみましたので、その辺も踏まえて皆さん、もうちょっとやっぱりお互い、先ほど来先輩議員たちもおっしゃっていましたが、お互い別府市をよくしたいのであるし、できれば駅前通りを含めた中心市街地が活性化することを願わない議員はいないと思います。そして願わない市民もいないと思います。であるのに、何で「反対」という声が上がって、賛成という側に多く傾くことはないのか。少なくとも議場で「賛成」という声をもっと多く出てこないのはなぜなのかというところあたりも含めて、じっくりとお考えいただければということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○三十一番（村田政弘君） 「大とり」になるか「小とり」になるかわかりませんが、私は一年生の第一回の一般質問が、三十六人議員の中で最後で、夜の十一時に終わりました。それ以来、とりになるのが数回あったと思いますが、大変くじ満がよ過ぎてこういう結果であります。まず順番を入れかえまして、観光行政から入ってまいりたいと思います。

観光行政と楠港の問題が関連する部分がありますので、観光行政から入らせていただきますが、その前に、御承知のように大新東が失速して営業停止したという報道が出ました。当時、我々は反対の先頭に立ってあれを、大新東の進出をつぶした経緯がありますが、その中で当時の市長から、「市民の敵だ」と、また大新東の社長から、「別府市の議会は村会より悪い」と県の記者会見で言われたわけです。今にして思えば、我々は信念を持ってやったと思っておりますし、でき得るならば「市民の敵」の看板をおろしていただきたい、このように胸を張るわけです。

そこで、なぜ我々が反対したか。当時市民は、あの観光施設が来てくれれば別府の観光客は五十万でも百万でも何ぼでもふえる、それをなぜ反対するのかというのが、知られざる理由です。今、私がここで告白いたしますが、理由がちゃんとある。それは、ここを中心にして当時、日本経済新聞に数千社の一覧表が出た。右肩の四番目が五番目にたった一社「要注意」と書かれておる。我々は当時、中村市長のリコールの調査のついでに鬼怒川温泉まで行って野口社長にも会うし、現地も見た。一番最初は地獄地帯の上に持つてくるというので、鉄輪一帯の人が反対して、今のAPUのところに場所が変わっていった経緯があるのですが、しょせん作り物です。ろう人形等もあります。長くは続かないだろうという気持ちも十分ありました。もろもろの理由で反対したのです。しかし、当時、種々の問題があった、それだけつけ加えて、「市民の敵」であったか神様であったのか、後世の人が判断していただきたいと思う。

それからもう一つ。けさの新聞によると、大分市で食中毒が出ている。別府市は観光都市で、食中毒を出すと大変な反響があるので、関係方面と十分協議の上、各方面の啓蒙をお願いしたいと思います。

それからさらに、広島通いの高速船「ソレイユ」。来年二月から営業休止か停止かするようですが、会社自体としては苦しい営業だからそういう方向になるのだろうと思うけれども、でき得れば何らかの方策を考えて協議して、善処方をお願いしたいと思います。

答弁があれば、後ほどまとめてお願いします。

さて、本論に入りますが、観光行政。御承知のように楠港問題を含めて観光戦略会議の答申、これを受けての当局の対応、これをずっと分析してみますと、この委員の中に三人の旅館関係者がいらっしゃる。皆様立派な人ばかりですけれども、忘れ物をしているのではないかという点があるので後ほど指摘をさせていただきますが。

一番議員さんも指摘をしておりましたように、ずうっと読んでみますと、学者タイプの



方が多いから横文字が多い。我々素人には非常にわかりにくい。しかし、分析をしていくと、現状把握というか、現状をちょっと目の前に並べた程度しかなかった。楠港に関係があります。港町文化の発祥の地、「レトロ、レトロ」で「レトロ」が大きく別府再生の中心かのような取り上げ方をされているが、これで別府市が再生するならば大変ありがたい。しかし、私に言わせれば、そこまでの迫力が果たしてあるかな、自画自賛ではないかなという感じがします。もちろんレトロをそっちにやっておけという意味ではないのですが、これがメインになる程度で別府市が再生できればありがたいけれども、一角で言われる程度のもではなからうかな、かように解釈しておるわけです。

そこで、ずっと見てみますと、例えば内成の「榎田百選」で「別府の宝だ」と、あるいは神楽女のしょうぶ園を取り上げております。いろいろ何カ所か取り上げておるけれども、残念ながらこの中にもありますように、現在の別府市の状況を見る限り、魅力が弱い。各部門にわたって魅力が弱いということから指摘をされて、それをどう伸ばしていくのかということについていろいろ書かれておる。これは当然過ぎるほど当然であるし、また駅前のシンボル。これはかつて脇屋時代にも言われたことがあります、なかなか実現しなかった。もうとっくに別府ぐらゐの温泉都市ならばそのくらいのことは考え、実行されて、市民に愛され、観光客に愛されるくらいになっておらねばならないのだけれども、おくれせながらやっと日の目を見るのかな、見ないのかなという気がします。

そこで、観光行政は近年国も目をつける時代になったのですけれども、別府市の過去を振り返ってみたいのですが、もう私も何遍か議場で言ったから、また同じことを言っておるなという人もあるかもしれないが、初耳の人もあるかもしれませんから、要点だけ押さえていきたいと思う。

戦後、食うや食わずの時期に、別府市は幸い空襲を受けてなかったから比較的立ち上がりが早かった。そういう中で現在のラクテンチ、昭和二十六年に国から払い下げて旧遊園地を復活させた。一時期は、よそに遊園地らしい遊園地がないから押すな押すなの盛況で、その後、城島その他が次々できていった。そして何といたって別府のメインは地獄めぐり。しかしそれだけでは弱いわけですけれども、幸いに大分市の高崎山の「ただいまゼロ匹」で脚光を浴びてきた。そしてお猿のブームが落ちかけたときに、アフリカンサファリが出現した。当時、明礬道路は交通渋滞で動きがつかない。関西汽船は、通路まで毛布を敷いてお客さんを乗せた。今から考えると、夢以上の夢であったかなというぐらいの隔世の感がするわけです。

そこで、私がかつて言ったように、第三の目玉はできないのかな。これがどこまで影響があるかどうかわかりませんが、大分の「うみたまご」。半年ちょっとで入館者百万を超えた。一応、大成功だと思うのです。ただ、この波及効果が別府市に出てくればありがたいと思うのですけれども、調査ができておるかどうかわかりませんが。

そういう中で、逆にいつしか別府観光の低迷。立ち上がりも早かったけれども、残念ながらあぐらをかいたというか、努力が足りなかったというか、修学旅行は減るし一般客も減るし、一方海外旅行は盛んになるというはざまの中で、別府観光は次第にああだこうだと言われるようになった。その中で残念ながら旅館・ホテルがお客さんを囲い込むという、大型土産品店を旅館・ホテルの中につくる。さらに夜食コーナーとか一杯やるようなコーナーとか、全くお客さんを外に出さないような風潮が広がってきた。今、市内でお客さんを外に出す旅館は、恐らく数軒ぐらいしかないのではないかなと思うのですけれども、この問題が解決しない限り、別府の中心市街地の活性化は非常に難しいのではないかな。後ほどまた改めて触れますけれども。さらに残念なことには、旅館無料案内所、何カ所あるかよくわかりませんが、数十カ所あると思うのですが、三割から四割の手数料がかかっておると言われておる。私の知った人も営業しておりますが、一万円で契約しても、旅館に着いたときは六千円になっている、そういう計算で不平を買う。

三番目は、きのう、どなたかがおっしゃったように客引き行為の問題。これは今、駅では改修が行われているから改革のいいチャンスだと思うので、最大限の努力をお願いしたいと思います。観光港も今はフェリーで人の乗りおりは従来ほどないようですけれども、やはり客引き行為があるのではなからうかなと思うのですが、こういう問題を全く戦略会議では論じられてないし、隅っこにもない。ないはずだ、旅館・ホテルの関係者が三人入っている。ほかの委員が言いたくても、言えないだろうと思う。この問題を置き去りにして、私は別府市の再生は大変難しいと思う。イズミがどうの、何がどうのという先にこの問題の善処が大事である。と同時に、井上市長が杉乃井にお話をしたと言うから、たぶんしたのだろうと思うのですけれども、御賛同いただけなかった。銀座街に「杉乃井ホテル」という看板で土産品店を出していただけないかと言ったと言われておる。浜田市長はどのようにお考えか、またどのようにしようと思っているか、後ほどまとめて御答弁をいただきたい。

さて、本論の楠港の問題に続いて入らせていただきますが、私は四カ所のイズミのお店を見させていただきました。そして中津と高松は支店長並びに副支配人に面談を申し込みまして、面談する機会を得ました。それから大牟田と呉は特別委員会の方々の視察に参加させていただきまして、合計四カ所を見させていただきました。そして人口に応じてそれぞれ大中小ありますが、イズミそのものはああだこうだと言うけれども、かなり御繁盛しているのは間違いない。

その中で、後ほど述べますが、一番参考になると思うのが呉市であります、具体的に話を後ほどしたいと思うのですが。それから先刻、池田議員さんから交通アクセスの問題の質疑がありましたが、高松で国道をまたげる陸橋といいますか高架道、これも見させていただきました。両側に二メートルずつぐらいの歩道、いわゆる人道がついた二車線道路で

かなり広い陸橋ですが、後ほど触れますが、別府市もあの十号線の状態、流川通りの状態を考えると、ぜひとも陸橋ぐらいは考えておかないと、人の通る程度の陸橋では交通渋滞を招くのではなからうかと心配している一人であります。

さて、一番参考になるのが呉だと私が言いますけれども、具体的に話を進めてまいりますが……

○議長（清成宣明君） 三十一番議員さん、三十一番議員さん。休憩を入れたいのですが、よろございますか。いいですか。

休憩いたします。

午後二時五十八分 休憩

午後三時 十六分 再開

○三十一番（村田政弘君） さて、呉の場合をとらえながら、話を進めてまいりたいと思います。

呉の場合は平成二年ごろ、そごうが進出するという話で商店街、商工会議所等々大反対運動が起こって大変な混乱をしながらやっとおさめて、そごうの進出ができた。そこで今回、イズミが出店するという事に当たっては、余り反対がなかった。反対するだけでは効果が上がらない。むしろ協調してやるべきではないかというムードが強くなって、行政、商工会議所、議会、商店街、比較的スムーズにいったそうです。その中に、商店街の中に三十年前のイズミの古い店舗があったようです。そこでイズミが港のそばに出店する場合、商店街から引き上げるのではないかなということで、商店街の方は逆に核店舗がなくなるとむしろマイナスになるのではないかということで、イズミとかけ合って店を残すようにという話がまとまって、その中にイズミが電気製品を中心に店舗をリニューアルした。そういう経緯もあるようだし、また海岸に科学館ですか、来年三月にオープンするようですが、戦艦大和の模型の十分の一、あるいは人間魚雷の実物、零戦等々を展示して観光に資するという事のようです。

そこで、店舗のイズミを中心として駅から陸橋をかけてイズミを通過して、科学館を通過して港まで陸橋をつないで、交流のしやすいようにするという工事をすでにやっている。延長大体三百メートルのようですが、そこで、呉といえば昔は軍港であったことは御承知のとおりだし、最盛期には人口四十万を超える軍都であったわけです。それが戦後、各地に散らばって二十万を割る状況になったが、現在は合併等々の関係で二十一万余になった。別府と若干違うのは、過去四十万以上の都市である。それに伴う商店街ということで商店街の道路、道路にも歩道がついております。道幅はかなり広いわけです。別府の商店街は温泉都市の商店街ですから、狭いのが特徴で、今のような車社会になった場合にはなかなか身動きがとれないというのが実態だろうと思うのですが、呉の場合はかなり道幅が広い。それから人口が違う関係もあって商店街の間口、奥行きが別府よりしっかりしているの

はないかな、そういう感じがします。

それから、後ほど提案したいと思っておりますが、高松の陸橋の問題。別府市の場合は、十号線一本とっていいぐらいの土地です。高松の場合は入り口が四カ所ある。そしてお店の中にも、その道路が何本も通っている。いわゆる郊外型と言ってもいいぐらいの店舗ですね。それにもってきて土日は大変な車になるので、国道に陸橋をかけている。これで、さしもの駐車場は四千台以上です。株式会社イズミの中でも最高の店舗らしいのですけれども、売上額、目標か実態か知りませんが、三百億。そしてあそこはデパートが三越があるのです。三越の副支配人の話によると、大体うちと同じぐらいのはずですというお話でしたが、距離は随分離れているのです。高松の場内は栗林公園の近くですから、海岸から行くと二キロぐらい離れている。我々が行ったのはウィークデー。タクシーの運転手さんに言わせると、「土・日はすごいですね」と言う。そのはずだろうと思います。人口三十三万余。そして株式会社イズミが来て二割は県外のお客さんがある。一番多いのは徳島それから高知、松山の県境あたりからも、中には松山ナンバーもありますというようなお話をしておりましたが、だから、牽引力は相当なものがあると思うのです。四つ見た中で、いずれも一〇〇%ではないかもしれませんが、客がかなり多いのだけは事実です。

そこで、別府市の場合、集客力八百万。これを聞いたときに、そんなばかな。一日平均二万以上です。そんな力があるだろうかなと思ったけれども、四カ所を見る限り八百万にはならなくても、それに近い数字は出てくるのではないかな。ただ高松の場合は毎年二%ずつぐらい入り込み客がふえている。しかし、売り上げは頭打ちですと。一人の買い上げ金額が落ち込んでいる。これは景気の低迷の加減でしょうということですね。

そういう実態の中でいろいろ勉強させていただきましたが、呉が人口二十一万、別府市は十二万五、六千ですか。大牟田が十三万六千か。都市によって商店街の形態、歴史、あるいは力といいますか、いろいろ格差がありますから一概には言えませんが、見る限りでは呉市の場合にはかなり成功した例の一つではないかと思うし、商工会議所等で反対運動があるようですけれども、もし視察に行きたいという議員さんがあれば、呉に行っていただきたい、私はそう解釈しております。

そこで、賛成、反対、いろいろあることだけは十二分にわかっておりますが、中には住民投票したらどうかというお話もあるようですけれども、今の段階では当局は住民投票を考えてないようですけれども、恐らく反対される方の大部分の方は、別府市は観光都市だから観光施設を持ってこい、単純に観光施設、これならば恐らく九九%反対はないと思うのです。では、あの土地に観光施設が来てくれるかどうか。万一来てくれたとしても、そう簡単な採算ではないと思うのですが、恐らく当局はベストではないけれどもベターということで、株式会社イズミに答申があったがゆえにイズミ誘致に落ちついておる。最後は市民代表の議会の判断に任せるしかないのですが、いずれかの時期に提案があると思うの

ですけれども、提案される当局としては、提案して否決だけは避けたいと思うのが、だれしもだと思ふ。

そこで問題は、平野議員さんですか、いわゆる中心商店街との連携、活性化の実現、これがうまくいくかいかないかを一番心配しているし、当然、誘致の理由が中心市街地の活性化ということですから、そこがポイントになるのは間違いないわけです。そういう中で、簡単に考えて別府市の商店街が人材、資金力、いろいろ含めて再生のエネルギーがあるのかな。呉ではそこそこの成功というか、共存共栄が実りつつあるという情勢ですけれども、即別府市に通用するかどうかというのは、一にかかって当局が株式会社イズミとの交渉の結果のお土産による部分もかなりあると思う。先刻申し上げましたように、旅館・ホテルのお客さんの抱え込み、この問題が置き去りにされる限りなかなか難しいと思う。だからできるならば旅館組合、この中には反対者が多いように言われていますが、当局としてはそこら辺の解決というか話し合いも、できるできないは別としてちゃんとしてみる必要はあると思う。

それから、もう時間が迫りますから最後の提案にいりますが、先ほど呉であった例を並べましたが、客の流れをつくるために「しかるべき場所」と言うしかないが、中心商店街のどこかに、支店ではないけれども呉のように別棟を設ける方法はいかがかな。いわゆる商店街の中に核の一部を持ってくる。呉の場合は、たまたま古い店舗があった。それをつぶさないでほしいと、そして株式会社イズミはその声ののっとなって家電製品を残した。別府市でも、この方策というか考え方は必要ではないかな。

それから、地元コーナーですか、朝市を含めて地元のフェアをやっているようだけれども、別府市の場合も当然やってもらえるような話になっていると思うのだけれども、もっと細かく詰めて確実なものにしていきたい。中津の場合を見ますと、エビネ展を二回やっているのです。あと書道展、絵画展、その他若干やっておるようだけれども、この種のもはトキ八でもやられておりますね。地元との連携できるものを文化的にしる経済的にしる、いろんな面で連携をとれるものは極力とる。

それから、場所によって違いますけれども、年末年始の売り出しの金券ですか。これは別府の商店街が希望するかどうかは私もわかりませんが、もし希望があるならば、トキ八を含めて三社、四社ですね。マルシヨクさんもあるから、可能な限り金券の共同発行は検討すべきではないかな。

それから、一番ポイントは交通アクセス。池田議員も大変心配しておりましたように、少々の手だてでは、現在すら交通渋滞があるわけです。ですから、十二分の上にも十二分に手を尽くして、人の渡る歩道橋は考えているようだけれども、それだけでは不十分だと思う。やはり高松のように入り口が四カ所あっても十一号線に陸橋をかけている。別府の場合も一本と言わず、できれば二本ぐらいかけてほしいな。最低一本は高架道か地下道

か専門家で研究せねばいかんけれども、別府市の場合は十号線より外の人口はもうほとんどゼロに近い。特に日豊線から上の山手の方の人口が多いわけですから、いや応なしに流川を使う可能性が強い。しかし、流川は今でさえもちよこちよこ渋滞する。幸い、秋葉通りの拡幅が大体終わった。そこで、秋葉通りを考えた上で十号線を渡る地下道ないし高架道を研究し、設置方をお願いしたい。大分の「うみたまご」が大変な渋滞をして、不平を買っている。「後の祭り」ではなかなか困るわけですね。高松の場合は、国道の高架道を自分の方で設置して市の方に寄贈する。当然別府市の場合もそのようになると思うけれども、渋滞だけは出さないように。

それと、中心商店街の活性化というのが問題ですから、執行部の考えでは固定資産税あるいは賃借料の収入をもって商店街の活性化にてこ入れしたいというお考えのようですが、これを悪いとは言いませんけれども、これだけで済むということにもならないかもわからない。相当のてこ入れを考えないと、別府市の商店街は商店街の体をなしてない。なぜならば、温泉都市の商店街。温泉都市の商店街の特徴は道幅が狭い、これが特徴です。これがまた、現在に一番通用しない現状になっている。それと旅館・ホテルの土産品販売が進んだ関係で、商店街から土産品店が消えてしまった。別府の商店街の中心的な商店であるべき土産品店がない商店街。いうならば核を失った商店街ですから、普通の考え方ではてこ入れが難しいと思う。そこで、できるだけ株式会社イズミさんに無理を言うと同時に、市も、不況の中あるいは財政厳しい中ではあるけれども、相当の覚悟を持っててこ入れを考えざるを得ないだろうと思います。

以上、簡単に述べましたけれども、（笑声）固めてお答えをいただきたい。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

簡単にまとめてやられたので、（笑声）私も簡単に答えたいと思うのですが、なかなかまとまらないかもわかりません。

平素から村田議員さんには、大所高所から本当に手厳しい御意見も含めていただきまして、ありがとうございます。

簡単に本当にお話をさせていただきたいと思いますが、最初に食中毒事件の御心配をいただきました。観光立市別府市で起こっていれば、その影響ははかり知れないものがありますので、これは早急に対応していきたい。ありがとうございました。

それから、二点目の「ソレイユ」の関係ですね。私も昨日、新聞報道で知り、また昨日、取締役がお見えになりまして、お話を聞きました。航路の休止届を提出したという報告をいただいたわけございまして、報告を受けた段階では、報道されているとおりございまして、休止の主たる原因は、やはり原油の高騰によるということございまして。とりあえず来年二月に船をドッグ入りさせる、一月三十一日までは平常どおりの運航ということございまして、今後の方向性についてはまだ明らかになっておりません。私も早急に

この「ソレイユ」の影響度を調べてみました。これまで運航の経緯等を見ましても、広別汽船が廃止されて以降、本当に前市長を含めて関係者の皆さんが頑張っただけでこれを開設をしていただいたのだなという思いがありますし、何とかこの観光再生に向けてはぜひ続けていただきたいという思いでいっぱいでございます。

さらに「市民の船」の実績も調べてみましたら、別府からも広島、柳井市の方にもこれまで七回、八百四十二名の市民の方が訪問させていただいています。さらに柳井市からも計五回、五百一名、つい先日も来ていただきました。柳井市の河内山市長さんとも大変私もじっこんになりまして、「これからしっかり仲よくしていきましょう」と言ったばかりのことでございましたので、非常にショックでございました。年間利用者も平成十四年度が五万二千人が、この平成十六年度は七万二千人、これは六月期による集計でこれくらい入っているわけございまして、別府観光をもとにこれから九州、いろんなところに行っている状況を考えれば、この影響は非常に大きいなという思いでございます。何とか別府航路を存続していただきたいという思いを柳井市長さんと、早急に今連絡をとっていますので、しっかり頑張っていきたいと思っていますから、御支援のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、三点目でしたか、旅館・ホテルの困り込み問題を厳しくと言われました。このことは確かに商店街の振興に大きく影響していると危惧はしております。いろんな機会をとらえて旅館・ホテル関係者にもお願ひをしていきたいという思いは同じですが、要は私は、昨日もちょっと例を出しましたがけれども、旅館・ホテル関係者の皆さんがやはり共存共栄、商店街と共存共栄の精神からまとまって、今どうしたらいいのかということを実際に真剣に考えていただかなくてはならないのではないかな、私たちが強制すべき問題ではないというような気がいたしておりますので、そのことも一緒になって考えていきたいと思っています。

それから客引き問題。これももう私も市会議員の時代から、思えばこの客引き防止対策の問題は本当に頭を痛めた問題でございます。県議会当時も、この問題を厳しく県条例ができないのかと迫った経験も思い出しますが、客引き防止対策協議会、私が市長になって会長を引き受けたわけございまして、早急に何とか解決したいという思いで、別府駅のリニューアル、四十年ぶりにリニューアル、この時期に何とかできないか。JRの皆さん、観光協会、そして何よりもタクシー協会の皆さんが、本当に今、前向きに一生懸命解決策を考えていただいて協力をいただくよう、今、最大限の努力をさせていただいておりますので、無料旅館案内所の問題も含めて別府のイメージダウンにならないように協力をお願いしていきたいというふうに考えております。

それから、最後は橋港問題。本当にいろんな御指摘をいただきました。最もやはり重大に考えなくてはいけない渋滞対策、これはもう先ほど池田議員からも厳しく御指摘をいた

できました。最も重要だろうと思います。人だけではなくて車が直接入れる、右折をしなくて入れる方策はないのか。このこともしっかり、株式会社イズミにお願いしていききたいというふうに考えております。

貴重な御提言・御忠告をいただきましたし、また今議会で楠港問題を本当に皆さんが心配していただいて不安になっている部分、我々がしっかりとした対応をしないために、いろんな誤解を招いている部分もありました。十分皆さん方の意見を尊重しながら、貴重な御意見として重く受けとめて、これから自分の判断材料にしたいと思っていますので、御支援・御指導のほどをよろしくお願いします。ありがとうございました。

○三十一番（村田政弘君） 一つ落としましたから、つけ加えさせていただきます。計画によると、ワンコインバスが大体予定されておると思うのですけれども、呉の場合、一日に六十便か。それで、しかもあそこは市営バスがあるのですね。そしてバスの胴体に株式会社イズミの宣伝の色彩を塗ってある。その宣伝費ということで、何か六百万から七百万年間市の方に支払いをしてワンコインバスを運転している。別府市の場合も商店街の周囲と、もう一つは郊外の方を含めて病院、老人ホーム等々も加えながら計画されておるようですし、たしか呉かどこか、六十九歳を過ぎた御老人は無料、あの方方は百円。そしてイズミに買い物に行かない人も利用できる、そういう何というか、本当に福祉バスですね。そういうことを計画しているようですけれども、さらに確実なものに話をちゃんとしていただきたい。つけ加えます。終わります。

○議長（清成宣明君） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。明日十日から十四日までの五日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は十五日定刻から開会いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、明日十日から十四日までの五日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は十五日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五十一分 散会